

平成25年3月4日（月曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

平成25年第1回松島町議会定例会会議録(第2号)

---

出席議員(17名)

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	高橋利典君	6番	(欠番)
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野章君
17番	阿部幸夫君	18番	櫻井公一君

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	高平功悦君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	熊谷清一君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀井純君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野茂君
危機管理監兼 環境防災班長	阿部祐一君
震災復興対策監	小松良一君

総務管理班長	佐藤進君
教育長	小池満君
教育課長	櫻井光之君
代表監査委員	清野精維君

---

事務局職員出席者

事務局長 櫻井一夫 主幹 佐々木弘子

---

議事日程 (第2号)

平成25年3月4日(金曜日) 午前10時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

- 〳 第2 議案第2号 松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について
- 〳 第3 議案第3号 松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について
- 〳 第4 議案第4号 松島町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について
- 〳 第5 議案第5号 松島町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について
- 〳 第6 議案第6号 松島町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について
- 〳 第7 議案第7号 松島町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例の制定について
- 〳 第8 議案第8号 松島町町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について
- 〳 第9 議案第9号 松島町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について
- 〳 第10 議案第10号 松島町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について
- 〳 第11 議案第11号 松島町営住宅条例の一部改正について
- 〳 第12 議案第12号 松島町都市公園条例の一部改正について

- 〃 第 1 3 議案第 1 3 号 松島町下水道条例の一部改正について
- 〃 第 1 4 議案第 1 4 号 松島町安全で安心して暮らせるまちづくり条例の制定について
- 〃 第 1 5 議案第 1 5 号 松島町公告式条例の一部改正について
- 〃 第 1 6 議案第 1 6 号 松島町課等設置条例の一部改正について
- 〃 第 1 7 議案第 1 7 号 職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 〃 第 1 8 議案第 1 8 号 松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 〃 第 1 9 議案第 1 9 号 松島町新産業都市の区域における固定資産税の不均一課税に関する条例の廃止について
- 〃 第 2 0 議案第 2 0 号 松島町スポーツ振興センター条例の一部改正について
- 〃 第 2 1 議案第 2 1 号 松島町勤労青少年ホーム条例の一部改正について
- 〃 第 2 2 議案第 2 2 号 松島町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 〃 第 2 3 議案第 2 3 号 松島町道路占用料等条例の一部改正について
- 〃 第 2 4 議案第 2 4 号 松島町災害対策本部条例の一部改正について
- 〃 第 2 5 議案第 2 5 号 松島町消防団の設置等に関する条例の一部改正について
- 〃 第 2 6 議案第 2 6 号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 〃 第 2 7 議案第 2 7 号 指定管理者の指定について【蛇ヶ崎集会所】
- 〃 第 2 8 議案第 2 8 号 松島町障がい者計画について
- 〃 第 2 9 議案第 2 9 号 松島町観光振興計画について
- 〃 第 3 0 議案第 3 1 号 工事請負契約の変更について
- 〃 第 3 1 議案第 3 2 号 平成 2 4 年度松島町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 〃 第 3 2 報告第 3 3 号 平成 2 4 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 〃 第 3 3 議案第 3 4 号 平成 2 4 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 〃 第 3 4 議案第 3 5 号 平成 2 4 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 〃 第 3 5 議案第 3 6 号 平成 2 4 年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 〃 第 3 6 議案第 3 7 号 平成 2 4 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 2 号）について

〓 第 3 7 議案第 3 8 号 平成 2 4 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について

て

〓 第 3 8 議案第 3 9 号 平成 2 4 年度松島町水道事業会計補正予算（第 4 号）について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成25年第1回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。

松島町松島 [REDACTED] ほか2名の皆様です。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、5番高橋利典議員、7番渋谷秀夫議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 議案第2号 松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について

○議長（櫻井公一君） 日程第2、議案第2号 松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） それでは、まずこの第2号議案から12本でしたでしょうか、3本でしたか、分権一括法に基づいて条例の整備をすると、こういうことになるんですが、分権一括法でこういう条例を整備していろいろと基準を定めると、町がこの基準に基づいてですね、仕事をしていくということになるんですが、いわゆる町の人員等ですね、こういった条例を制定して進めていく上で人員だとか、あるいは財政上の問題、予算の問題ですね、こういうものとの絡みで影響がどの程度出るものなのかということをお伺いしておきたいなというふうに思うんです。まあ今までも国の法律に基づいて同じような仕事はしてるかとは思いますが、全体としてどの程度の変化が生じるものなのかということについて、最初にお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 今回の一括法で、今回議案としては第2号から第13号まで関連法案、関連条例で上げさせていただきました。今ご質問の国の省令とかですね、そういうものが町

に下りてきて、町のほうでその事務を行い、今後また改正があればそういう事務をするということになりますので、事務的な費用、事務的なものとしてはふえてくるということになります。で、これは権限的なものを町のほうにということで、国のほうから町のほうに、じゃお金は流れるのかというと、まず金銭的なもので、費用的なものでいえば流れてこないということになります。そういうことで今回こういうことの一括法によって町のほうとしては人的なところは少し考えていかなくちゃいけないかと、今条例担当というのが1人、いろんな仕事との兼務でやっているわけですが、そういうところに少し負荷かかってくるのかなというふうに、それに伴う費用がどうかというところまでについては、試算はしておりません。ただ、そういう面ではちょっとこれから職員に対してその面だけで考えればちょっと改正等とかができた場合ですね、ちょっと負荷がかかるのかなという見方をしております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 当然職員の配置をするということの必要性が出てくるのではないかと、ことなんです、国のほうではね、この間ずっと地方自治体の行政職の職員を減らしなさいと、計画的に減らしていきなさいと、大体そういうのがずっときてるわけですね。しかし、こうした地方分権法に基づいて一括してこういう事務が流れてくるということになると、受ける側としては人をふやさざるを得ないと、こういう状況も出てくるという、そういうお話になるわけですが、町としてね、やっぱり国に対してそういう定員をふやして、定員というか、減らしてきたんですけども、職員を改めてふやしていかなくちゃいけない、こういうふうになった場合に国に対してそういう財政的な措置を求めるといったことなどは考えているのかどうかですね。当然職員がふえるということになれば地方交付税なんかに影響して、その部分ではふえるのかもしれないとは思いますが、その辺含めてですね、どのように考えているのかということをお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 地方自治体の権限の強化というか、移譲事務もありますし、今回みたいに省令とかの分を町の条例で自由裁量できると。自主的に。じゃ、松島町で自由裁量で施設とかなんとか実態に合った、その実態に合った基準に見直しするかというと、今のところは詳細には余り書いてないというのが実情です。

ただ、実際職員とかが必要な部署となると今考えているのは健康長寿班、今健康長寿班ですけども、あちらが1名25年ですか、1日移行と。あと建設課が施設管理班のほうを強化しなければならないということは考えております。

あと、実際財源ですね。じゃいろんな権限移ったり条例制定しなきゃないから、その財源を国として交付税でみますというのは今ところは不透明です。実際今わかっているのは国家公務員が7%減額2年間やってる中で多分ラスパイレスが基準になると思うんですけども、その中で超えてる分が人件費減らすと、減らすというだけでこういう基準とかがなるからふえるというのは、今ところは情報は入っておりません。

ですから、自主的に町で努力するしかないというのが今の見解ですけども、ただ人員は減らすことは不可能ということで、前、150人体制が基本ですよということなんですけれども、災害もありますけれども、その事務事業、今現在の事務事業ではあの人員では不可能ということで毎年増員という形にはなっております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 事務事業、今まで国、県等でやってたものを流して自治体に仕事はさせるけれども金はよこさない、こういう状況だということなんだと思うんですが、ぜひですね、やはりそういう面で自治体がやっぱり財政的にも厳しくなるというのは、私は本末転倒だと思うんですね。やっぱり事務もよこすんだということであれば必要な経費もつけてよこすというのが当たり前だと思いますので、当局のほうからはですね、ぜひそういう国に対する意見や声というものをを出していただきたいということを、まず最初に申し上げておきたいと思います。

それで、2号議案ですか、2号議案の具体的な内容についてちょっとお伺いをしたいと思うんですが、この2号議案の関係は地域密着型のサービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定ということで、この条例でいろいろ地域密着型のサービス、何種類かがありまして、その中で基準を定めることになるわけではありますが、本町においてですね、現在ある施設については認知症対応型通所介護事業が1カ所と、それから認知症対応型共同生活介護が2カ所だということなんですけれども、まずこの1カ所と2カ所についてですね、どの事業者が該当しているのか教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 通所介護においてはですね、桜渡戸にありますグループホームが該当になります。それから、共同生活介護においては桜渡戸の1カ所のグループホームと、それから磯崎にありますグループホームの2カ所が該当になります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。それで、今漏れてしまったんですが、本町においてです

ね、こうした施設の今後の見通しとといいますかね、どのようになっているのか。もしあればその辺も含めてまたお願いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） これらの介護保険の事業施設においては、介護保険計画の基盤整備の中で図られるわけでございます。今回、今第5期の計画中のスタートの年でありましてけれども、第5期、いわゆる3カ年においては、これらの施設においてはふやすというような計画はないものです。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） その次ですね、条例の中なんです、4ページですか、4ページの第6条でいろいろと人員に関する基準を設けているわけでありましてね。それで、その6条の1項(1)のところ、オペレーターは電話を受けたり訪問介護員に指示をしたりですね、業務などの調整をします。そういうような重要な仕事をするということになるんだろうなというふうに思うんですが、そのためにですね、このオペレーターについては、4項のところ「オペレーターは専ら職務に従事する者でなければならない」と、こういうふうに規定してあるわけですね。仕事は重要なんだよと、だから基本的にはその職務にきちんと従事するということが求められているということだと思んですが、その後には「ただし書きがありましてね、「利用者の処遇に支障がない場合にはその他の業務を行うことができる」とあるわけですね、5項(7)でしたかね、7項ですか、括弧つかない7項ですね。7項では、これは6ページに書いてありますけれども「午後6時から午後8時までは支障がなければ訪問サービスに従事できる」と、こういうふうに書いてあります。

何かね、こういう書き方を条文上いろんなところでしてあるわけですね。「ただし」とかね、「何々することができる」とかという形で書いてありましてね、非常にひとつは基準の決め方、考え方が事業をやる人たちにとっては非常に好都合な形で緩やかな規定になっているのではないと、そんな気がするんですが、その辺について、まずどういうふうに考えているのかですね。

それから、「支障がない場合は」ということなんです、支障があるかないかというのは一体誰が判断するのか。事業者がみずから判断をするということであれば、今申したように本当に規定が緩すぎるんじゃないかと、こんなふうに思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） これにつきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護、これは

新しくできた地域密着型のサービスでございまして、巡回もしましてですね、その巡回の方からいろいろ情報をいただきまして、オペレーターがおりましてですね、その情報をもとに、介護が必要だ、看護が必要だということでオペレーターが電話を受けてですね、随時巡回している方と連絡を取り合っ行って訪問する介護とか看護のサービスですけれども、これは新しくできたということで、宮城県でもですね、今のところ県内で事業所というのはない状態でございますけれども、今回こういう制度が24年度からできたということなんですけれども、オペレーターの方もですね、それはその事業所の中での判断でですね、この時間帯は当然、でも巡回回ってる方から密に連絡は受けますけれども、その中で基準が設けられて、その中で判断ですね、ほかのやつも従事することができるということですから、その事業所の中での判断になると思いますけれども、ただし24時間体制ということで、それは落ち度のないようですね、事業の進行ということに当たるということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） そうすると、やっぱり事業者みずからが基準を設けるということで、支障を来さない状況というのはどういうものなのかというのは、もう判然としなくなるわけですよ。業者が都合いいように判断をして本来オペレーターとして電話なら電話の前に座っていないとちゃいけない人がちょうどいい介護員が、訪問する介護員がいなくて自分がみずから出ていくと、支障ないから出ていくと、こういう判断も可能になってしまうということになるんじゃないかと思ってね、非常に緩やかな基準だなというふうに思いました。

それから、これはあれですよ、オペレーターだけでなく訪問介護員自体もやっぱりそういう規定が多いんですよ。(2)が、4ページの(2)が訪問介護員の基準を定めているわけですが、結局ここでもですね、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上確保しなくてないというふうに規定しているわけですがけれども、利用契約者の人数、こういうものを踏まえてですね、人員というものを示すべきではないかと。

例えば、一つの事業所で10人の利用者をもっていたということにすればですね、最低でも5人に1人配置しなさいとかですね、こういう基準になるべきではないかというふうに思うんですが、ここでは必要な数以上ということで定めると、こういうことになってるんですね。ですから、この辺もね、非常に緩やかなんだなという思いがしていました。いうことなんです。まず、その辺じゃまたお願い……。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安倍新也君） 先ほど話したとおり、この事業は新しい事業ということで23年

度においてですね、国のほうで全国に何カ所かモデル地区ということで指定しましてですね、実施されておりまして、それらの検証とかを踏まえまして新しい自治体でやる、それらの参考となる指針がこれから示されるのかと思いますので、それらを注視しながらですね、新しい事業を展開する事業者があればですね、その辺のやつを、国のほうで示したやつを、さらに検証しながら指定に当たっては当たりたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 新しい事業はわかるんです。けども、今我々ここで我が町の条例としてこの基準を定めようとしているわけですよ。ですから、そういう意味でいうとね、これから国から準則、準則じゃない、いろんな基準が出てくるかもしれないとおっしゃいますけれども、我々今ここで決めようとしているわけですよ。ですから、先ほどお話したように介護訪問員であれば必要な数があればいいという決め方ではなくて、何人に対して何人の訪問介護員を確保しなさいと、そういうことにならないとおかしいのではないかと、こう聞いてるわけですよ。その辺について、本当にこれでいいのかどうかという私は疑問を持つので、もう少しですね、我が町、国から流れてきて、条文も含めて流れてきて、国でつくったものをこごき書いて出してるだけなんだよと、だからぜひ皆さん賛成してくださいと、私それであるとは思いますが、ただ我が町の条例としてつくるわけですから、そういう考え方が必要なのではないかと思うので質問してるわけですよ。もう1回お願いします。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今回の一括法ということで、今まで国のほうで省令等で定めたものをですね、一括法に基づきまして市町村で定めなさいということで今回条例提出してるわけなんですけれども、その中でもですね、国のほうでは省令について従うべきものもありますけれども、これらについては国の今まで省令を下回らないように標準的に定めなさいということで、今回はこれらについても国のほうで定めた標準を下回らないようにですね、町のほうで条例は制定しておりますので、国のほうの省令を参照にしてつくったところでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） だからそれはわかるんですけれども、だからこの例えば介護訪問員では必要な数といったときに、もっときちんとした基準にしないと非常に曖昧な規定になるんでないかと申し上げてるわけですよ。わかりました。

あとですね、次は8ページの関係ですけれども、いろいろページ数長くて条文も200条ぐら

いまで、100条でしたか200条までだかありましたけれども、同じようなのが最初のやつで書いてあるので最初のほうだけちょっとお聞きしますけれども、いわゆる電子情報処理組織を使用するんだよと、使用できるんだよと、こういうことが書いてあるわけですね。患者さん、利用者さんの、あるいはその家族の情報を含めてパソコンなりなんなりの中に言ってみれば個人情報を入れておくことが可能だし、それをもとにして利用者に対してさまざまな文章をつくって差し上げることもできますよと、こういうことになるかと思うんですが、個人情報処理を行う上で、この情報は本当にきちんと守られる保証があるのかどうかということがあるかと思います。

先日、委員会等でもちょっと話題になりましたけれども、こういう形で情報処理をしていくということになってまいりますと、一層ですね、個人情報保護ということが大切になってくるのではないかと思います。そういう点で我が町にはね、電子計算組織にかかわる情報の保護条例はあるんですが、いわゆる個人情報の保護条例というのはいないんですね。私、そういう点ではこういうものが制定をされていく段階ではですね、やはり個人情報の保護条例というものも本町としては当然つくってさまざまな事態に対処ができるということも本来必要になってきているのではないかというふうに思うんですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 個人情報についての情報はということで、今、今野議員が言われたように町のほうで個人情報についての条例はございません。ただ、今言われたようにですね、その情報、いろんな形で個人情報にかかわる物件、今回の条例もしかり、ということで、その個人情報の保護に関する重みというんですかね、そういうのはだんだん最初よりは変わってきてる状況にはあるかなというふうには感じております。必要ではないかということではありますが、そういうことでの意味としては我々も受けとめております。その辺については、今後ちょっといろいろと検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） いろいろと災害等も含めて高齢者や社会的な弱者の災害時における対応がどうなのかということも含めてね、こういう問題というのは非常にかかわりが深くなってきていると思いますので、ぜひですね、個人情報保護条例のようなものを、できるだけ早くつくっていただいたらいいのではないかなというふうに思った次第でございます。

それから、10ページの第20条ですけれども、ここです、サービスの提供の記録ということが規定をされております。まず1つは、その記録をしなきゃだめだというふうにいわれて

いるわけでありますが、その記録が妥当な記録なのかどうかという確認、これはどこで行うのかですね。町として監督監査をするということになるのかですね、どういう形でこの妥当性の確認をするのか。これに関しては23条の2です、定期的に外部の者による評価を受けると書いてあるわけでありますが、この場合、外部の者というのは町なのか、プラス何か想定をしてるのかですね、その辺についてお聞きをしたいというふうに思いました。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） まず、外部評価でございますけれども、外部評価は介護保険事業者がですね、町じゃなくて別な機関にお願いしてるところでございます。先ほど話した町内の2カ所においても、それらを実施しております。

それから、記録の妥当性でございますけれども、私ども松島町、保険者としましてですね、月に2回ですね、定例的に介護保険事業者と運営会議というものを、介護事業所のほうで開催しておりますけれども、そこに私どもの職員も行きましてですね、それらひとつひとつ見るわけがないんですけれども、いろいろな運営に当たっての協議を2カ月に1回重ねておりますので、それらの中でですね、一々チェックするわけではないんですけれども、それらも今後について考えたいと思います。

外部評価については、先ほど話したとおり他の機関で実施しているところがございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。いわゆる外部者に評価をさせると、これはまあ事業者が誰かを指定するんだと思うんですが、これは現在やっておられる2カ所の事業者さんいらっしゃるんですが、例えばどんなどを指定されているんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） ちょっと、本町の2カ所の事業所の外部評価してる機関、ちょっと実名はちょっと定かではないんですけれども、よく一般的にですね、社会福祉法人とか社会福祉協議会とかにお願いしてるという介護保険事業所も聞いております。町内の2カ所の事業所ですね、ちょっとどこの何々機関ということまではわからないんですけれども、一般的にそういう機関にお願いしてるということを知っております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。それで、これとの関連でね、第38条の3項に町が行う調

査への協力と指導・助言の規定というのがあるわけですが、これは町が調査をした。そして事業者に対して指導助言をした。しかし従わないという場合にはですね、どうなるのか。最終的には、これは地域密着型ですから町が申請を受けて指定をしていくということですので、その取り消しという手続も町として可能になるんだとは思いますが、実際には利用者さんがいてですね、取り消しということになれば、その利用者さんをどうするんだということも発生してきますから、取り消しすること自体もなかなか難しい。こういう場合が出てくるかと思うんですが、従わない場合ということについては、どういう対応があるのかですね、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 町のほうで指定しているのに、その指定している事業者が基準に何か違反してる。指導してるのに従わない。本来であれば、当然最終的なやつは事業所の指定取り消しですよということはあるかもしれませんが、やはり利用者の方にご不便をかけることはできないものですから、やっぱり事前にはですね、そのような取り消しにならないようにですね、積極的な指導、最終的にはあと取り消しになりますけれども、場合によっては介護保険の事業の停止ということもございますけれども、そういう停止、それから取り消しにならないようにですね、事業者とはですね、そういう意見交換というんですかね、そういう苦情に対しての、苦情とかそういう従わないことに対しては積極的に、最初は文書勧告とかいきますけれども、取り消しにならないように努めたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） なかなか従わないケースもね、あるのではないかと。以前にも問題になったところありますからね。だから、大体どのぐらいの期間でそういうのを判断していくことになるんですかね。例えば従わなくなったと。きょうね、3月4日に従わなくなったと。町から協力求めても協力に応じないと。そういうふうになっているいろいろ勧告やらなんやら文書出して指導する。しかし従わない。どのぐらいの段階で指定取り消しという段階までいくんでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） やはり取り消しに至るまではですね、やはり事業者の意見ということも聞くこと場の設けることが必要でありますので、いわゆる聴聞会という場を設けることもありますので、ここではそのように書かれていますけれども、ただ苦情に従わなくて取り消しまで、ちょっと具体的に何日だということは、ここではちょっとスケジュールなこ

とは申し上げることはできませんけれども、順番的にはそういう書類勧告して、それからそれにも応じない、そしてなおやっぱり取り消しますよということで相手側からの意見とか反論的な場を設けてという形でやりますので、前にあったケースにおいては結構時間がかかりましたけれども、やっぱり何カ月間というか、三、四カ月間は要するのかなと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 前はね、大分時間かかってね、やっぱり利用してる方々も非常に迷惑をこうむったというケースだったのではないかと思うので、やはりそういう問題が生じたときにはスピーディにやっぱり対応していくということが求められると思います。そういうことが起きないのが一番なわけですから、常日ごろからのやっぱり調査あるいは監督というのが必要だと思いますので、その辺はきちんとですね、進めていただければというふうに思います。

それから、次ですね、ページ11ページなんですけど、ちょっとわからないので教えてほしいんですが、法定代理受領サービスというのがあって、それに該当しないサービスというものがあると、こういうことが書いてここにあるんですね。11ページ。（「22条」の声あり）21条ですね。そういうこと書いてあるんですが、これがどういうものなのかというのがわからない。例えばですね、利用者の、訪問して歩くやつですから、これとは違うのかもしれませんが、例えば利用者のところに行って訪問介護だったりすると食事をつくったりしますよね。掃除をしたとかですね。そのときに事業者の方が利用者の人が食べる食事以外のその家族の食事をつくったということなのかですね、あるいは利用者がある部屋だけじゃなくて、その家族の部屋まで掃除をしたとかですね、そういうことを言ってるのか、法定代理受領サービス以外のサービスといったときに何なのかが私よくわからないので、その辺ちょっとお聞きしたいと思ったんです。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 私もちよっと踏み込んでちよっと見て余りあれだったんですけども、今のところ今野先生が、今野議員がおっしゃられたようなケースもありますけれども、法定代理受領サービスに該当しないということだと思いますけれども、いわゆる法で定まった以外のサービスということで、本来であれば訪問でおじゃまして介護保険法の中で定まったサービスを行うわけなんですけれども、それ以外ですね、数がいろいろあると思うんですけども、そういうサービスというのを法定代理、法定代理受領サービスに該当

しないサービスということで、サービス、多岐にわたると思いますけれども、それらのことをここでは挙げてののかなと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わからない人、私もわからないで聞いているからですが、なぜ聞いたかという、21条ですね、21条の1項でそういうことをしてはだめだよということを書いて、2項でですね、結局、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護介護を提供した際に、その利用者から支払いを受ける利用料の額と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に不合理な差が生じないようにしなければならない、こういうふうに書いてるので、私が言ったような考え方だと最初から払うべきでないし、ここで書いてあることは「不合理な差が生じないようにしなければならない」、こう書いてあるものですから、一体なんだろうなど。これは、利用料とサービスはしてもいいんだけど、何らかの形で不合理が生じない程度の利用料なら取ってもいいというふうにも読めるわけですよ。ここ読むと。この関係をね、教えてほしいと、こういうことなんです。いいでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 時間とりますか。

時間とりますので、ちょっと暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

---

○議長（櫻井公一君） 今、今野議員の質疑が続いてまして、答弁中断しておりますけれども、ちょっと調べるのに時間かかるということでございますので、ちょっと時間早いんですが、ここで休憩をとりたいと思います。よろしいでしょうか。

じゃ、休憩といたします。再開は追って連絡しますので控え室でお待ちください。

---

午前10時47分 再開

○議長（櫻井公一君） それでは、会議を再開いたします。

今野議員の答弁から入ります。安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 済みません。いろいろお手数かけて申しわけございません。

まず、法定代理受領サービスに該当しないということをちょっとご説明いたします。

これは当然利用者が同意していないサービスということを指しております。ここで第21条の第2項において、不合理な差が生じないようにしなければならないということでございますけ

れども、本来であれば介護保険サービス事業はですね、サービス内容のことになりますけれども、1時間当たり1,000円というような金額とか示してるわけなんですけれども、これ該当しない場合ですね、その介護保険事業サービスの基準額の金額とですね、かけ離れた金額にならないようにということで、不合理な差が生じないということで、ここで第2項で規定してるわけなんです。

それで、あと第3項においては、第3項、第4項においては、それらについていろいろ家族の方とか利用者の方のいろいろ同意とか求めなさいということの規定してる条文がございます。以上でございます。済みませんです。お手数かけて申しわけないです。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。というか、よくわかったような気はしないんだけど、次にいきます。

14ページです。28条ですね。ここでもいろいろ規定してありまして、利用者のことについて書いてありまして、(1)のところで、正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められるときということで、こういう場合には遅滞なく町のほうに通知をしなければならないと、こういう規定になるわけですが、言ってみれば利用者が故意に介護状態の程度を悪化させたと、増進させたということがわかったら通知をなさないと、こうなるわけですね。これ通知をもらった町はどういう対応をすることになるのか、そこのところをお聞かせください。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） これらについては、やはり適切な介護保険の事業運営ということいろいろ指定しているわけがございますけれども、これらのケースになった場合は、当然利用者の方からですね、それらの連絡なりいただければ、当然介護保険事業者に対してですね、先ほどのいろいろ取消しの話もありましたけれども、それらと同じような感じで介護保険事業者から聞き取りをしまして、やっぱり是正勧告をするという方向になると。そのような町のほうの指示を必ずするということになります。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） いや、課長ね、ここは利用者に関して規定してる。事業者に勧告じゃなくて、利用者がみずから故意にね、状態を悪化させたというときは、事業者が町に対してその状況をきちんと報告しなさいということでしょう。ですから、利用者に対して町はどういう対応をするのかということ、私聞いてるんですよ。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 済みません。ちょっと事業者のほうばかりちょっと言ったもの  
ですから。やはり、当然そういう要介護状態になればですね、いろいろ介護保険料のほうに  
もいろいろそういうサービス費の関係するものですから、やはり要介護者のところに行って  
状況をお聞きしてですね、なぜそのようにですね、そういう増進させたとか、そんなつもり  
はなかったのかなと思いますけれども、やはり利用者のお話をお聞きしてですね、適切なサ  
ービスを受けられるように保険者としてですね、そういう指導をするということでございま  
す。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 保健所が指導するんですか。町が通報もらう、そしたら保健所が指導す  
るんですか。町としての対応はそれだけなのかですね。それから、言ってみれば給付の停止  
ということもあり得るのかも含めてね、その辺どうなのかということですよ。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 済みません。ちょっと言葉があれで、保健所でなく保険者とい  
うことをご理解していただければ、済みません。

当然その中でですね、故意により保険給付を受けるよということですので、ですから前段で  
もお話したとおり、やはり幾らあれでもそういう要介護者の方ですからいろいろお話を聞いて  
ですね、そのように給付にならないようには努めたいと思います。

先ほど言ったのは、保健所でなく保険者です。申しわけございませんです。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 給付の停止ということも多分最終的にはね、考え方としてはなるのかな  
というような気がするんですが、いわゆる故意により介護状態になるということがあるのか  
どうかということもありますけれども、いずれにしてもこの判断というのが求められるわけ  
ですよ。故意であるか・でないかということのね。そういう判断というのは、結局は事業  
所から通知が行って、その事業所の話をもとに聞いてということになるわけでしょう。町とし  
ては、それを聞いたら直接やっぱり利用者のところに行っているいろいろな事情を聞いたりする  
ということの判断もするとは思いますが、基準がね、この辺も私よくわからないんだな。ど  
の程度で給付の停止にするとかね、どこまでの、処罰的なことが多分あるんだろうと思うの  
で、段階がその辺どういうふうになっているのかも含めて、もう少し詳しく教えてください。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） やはり介護保険事業者のお話ばかりでなくて利用者の方のお話も、どちらのお話も聞いてですね、それでいろいろ判断をしてということになりますけれども、ここで保険の給付の停止ということも最終的にということもありますけれども、細くですね、何の場合は停止ですよとか、細く定めてるものはここではないですけれども、やはり今言ったとおりですね、両者のお話を聞きながら保険者であります松島町としては適切な判断をしたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 基準ないから適切にというのは一番適切なんでしょうけれども、ちょっとね、その辺もなかなか難しい問題だとは思いますが、非常にこの条例全体を通してこういう曖昧な対応にならざるを得ないのかどうかわかりませんが、すっきりしないところが何か所あるというふうに思いました。

それで、次ですけれども、あとはいいですかね。最後にね、いわゆる附則ですね。92条ですか、附則のところ、92条じゃない、附則だから、まあ附則のところなんです、言ってみれば町内にまだないサービス事業者いるわけですね。最初にお話にあったように。この附則のところ、そういう実際にはない事業者の部分まで含めて附則に書いてあるわけね。これは国から流れてきたからそのまま書いたといえはそのとおりなんです、必要がないのではないかと、この条文そのものがね、ない事業者の条文については、必要がないのではないかと、というふうに私思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 84ページからの附則だと思うんですけども、それで第1条から今までの経過措置を載せてるわけなんですけれども、今言ったとおり確かに松島町でない事業所もありますけれども、今回、国のほうの基準に従いましてですね、ここでは確かに松島でいえない事業所なんてないかということでもありますけれども、国の省令をそのまま生かさせていただきまして、省令のほうをそのまま附則のほうに、町のほうの附則にもそのまま条文として盛り込ませていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） だからね、自分たちで条例つくるという考え方に立脚したら、これは要らないということに最初から私判断になっていいんでないかという気がするわけね。だから本当に上から流れてきたものをそのままやるというやり方になってる。そうするとつくった人たちもろくに条文も読まないでね、条例つくってんじゃないかと、そういう話になるじ

やないですか。私はね、その辺がやっぱり、まあ仕事忙しいのもわかりますけれども、私らもね、時間ない中一生懸命読んできました。私もわからないけれども。でも、そうしたらこういう問題あるんでないかとか、ここは要らないんじゃないかと、こうなるわけですよ。ぜひね、行政側にいる皆さんはそういうことをきちんとやってほしいなと思うんですよ、仕事ですから。

ということをお願いして、私は、あとは大体その他の施設サービスなり通所サービス、同じようなことが書いてあると思いますので、お話をしておきたいというふうに思いました。終わります。

○議長（櫻井公一君） 今のやつ、答弁はありますか。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに地方分権一括法ということで先ほど申し上げたとおり地方自治体、その町の自主性とかそういうのがあります。そうすると今野議員さんが言われたような形でですね、よく条文ごとにですね、松島町に合った施設が実際あるかどうかというのも踏まえてつくらなければならないというのは、当然のことですけれども、今後そういうところも再度ですね、条例は提案して、今後起こるであろうというのも想定したものでありますけれども、今後なお条文をよく理解してですね、進めていきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。

次に質疑を受けます。3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 今、今野議員の質疑を聞いていました。この条例の本質といいますか、持つ力、その辺をよく認識させていただきました。答弁の中に、答弁を受けて今野議員は、曖昧な対応もやむを得ない部分もあるのかなと非常に理解を深めて当局の自主性を尊重されてる、それはそれで大変いいんです。それから、上から流れてくる条文そのまま、これも云々というような所感を述べられております。私はそう聞きました。

そこで、私くどいこと言いません。我が町は悲しい出来事の一つ経験しました。ご存じの桜渡戸の件です。あそこの施設では、最初企業が運営していた。それがいつの間かNPOに変わった、企業が運営委託をNPOにした、そのNPOはそこで働く人たちがつくり上げた、こういう状況です。そしてどんな問題が起きたかは、ご存じのとおりです。

一つには、ここには載っておりませんが、働く人たちへの賃金遅欠配が起きた、町内から買っている賄い材料の、これも代金未払いが起きた、入所者は背中にあざができていた、そして食事制限をされた、差別をされた、入所者同士が差別をされた、よく思い出してください。あんなことあってはならないんです。だから、私はそういう対応はやっぱりね、学んでおく

必要がある。

で、今のやりとりを聞いてると、チェックについては外部に委託している、これで終わりです。では、外部とはどんなのがあるのかなどもよくよく研究しておいてほしいと思います。そして少なくとも取り消し、地域密着型取り消し、このことについては一項を設けてしかるべきと思いますが、所見を聞きましょう。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） これらの今回の条例の制定でございますけれども、地域密着型介護サービス事業所の人員とか設備について規定した条文でございますね、指定事業所の取り消しについては別な規則にありましてですね、指定とかする規則ございまして、それに基づいていろいろ取り消し、全体の21年度ですかね、そういう事業所を取り消したわけで、今回は条例の名前のおり事業の人員、設備とか運営に関する基準を定めたものでありましてですね、取り消しすることについてのいろいろなものを決め事は、別な地域密着型の事業所の指定に関する規則というのが別にございまして、それらに照らし合わせてですね、前回桜渡戸にあった事業所を、それに基づきまして指定の取り消しをしたところでございまして、この条文は人員等に関する基準ということですので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 多分そういう答弁になるんだろうなと思いました。しかしね、あのときは何月何日をもって入居者は他の施設に移れ、もしくは自宅に帰れ、こういうのが一片の通知でなされたんですよ。その結果何が起きたか。■■■■■サンのところを借りて被害者が家族で会議みたいなものをつくった。一つの組織をつくった。あそこで事実上の施設運営がなされました。緊急避難です。ある者は当然他の施設に移りました。その移るに当たっては、町が仲介の労をとった。あっせんをなされた。そのことも知っています。だから、これで一番怖いのは、そういう毅然たる態度を示すところにあるんだろうと思います。だから、私は、こういう事態に至ったときは取り消しを、町としてはあなた方に取り消しを求めていく、決めていくというやっぱり一項があっていい。その一項は、他の関連する上位の法律があるなら、その上位の法にしかるべき適切に対応していくというような表現でもいいんだろうと思います。でないと、やっぱり町の責任がここで曖昧になってしまう。全部性善説に従って、これを運営する団体はいかなる団体も皆いい団体だという理解に立てば、これでいいんです。私のように前のような事例を考えればきりっとしたものが一つあっていいというふうに思い

ます。いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今回のこの条例はですね、先ほど課長が言ったように運営とかそういうものの基準ということで、高橋辰郎議員が言われた過去の桜渡戸の件というのは別な法律の中でなっているということなので、その運用をですね、毅然として態度で今後進めていきたいと。

ただ、あの時期はですね、ちょうど県から町に権限とか移ったというはざまの中で、町としてもなかなか町独自でできなかったということもあったんで、あの時期には県の指導を仰ぎながらやっていたと。今後もそういうことはありますけれども、言われるとおりでですね、取り消しも踏まえて改善するものはできる。話し合いは、あのときも期間が長かったということありますけれども、その運用とかもですね、今後毅然とした流れで進めていきたいと思えます。

ですから、今回のこの条例はあくまでも運営とかの基準であって、別な法律でそういう定めがありますので、それで進めていきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） やりとりをすると、いつもこういう形になるんでしょうが、これもね、上位法との関係でやむを得ないところはあるんだと思えます。

そこでお聞きするは、しからばこの条例を的確にチェック機能を果たす、機能を持たせるということになれば、今の対応でいいのかという疑義があります。で、人員は大丈夫かと今野議員も聞いてます。この辺はぜひご一考いただきたい。出てきた紙の報告書信用してしまった結果が、あの教訓になってます。ではなくてというと、あなた方は現地にも行ったと、こういうんです。行って何を見てきたんだと聞きたいんです。トップに聞くより従業員に聞くことも必要、しかるべく対応していただきたいという、そういう願いを強く込めた私の発言であることを理解した上で運用をしていただくなら、それでいいと思えます。いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かにいろんな権限が町のほうに落ちてきたと、あのときもそういう形があったと。ただ、人をふやせばいいものと、あと経験不足があったと、知識不足ですね。その運用の仕方とかがああいう長引いた一因の中にあるのかなと思えますので、そういうところもですね、国・県の指導も仰ぎながら適切に、町に形だけが落ちてきたと、運営が落ちてきたと、基準が落ちてきたということではなくて、人員も含めて知識、経験も今まである

県の方々を聞いてですね、適切に措置していきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今野議員大体お聞きしたんですね、余り聞くこともないんでありますが、今副町長言ったようにですね、取り消しとかなんとかというのは介護保険法の中にある、法律でちゃんと決まってる、こっちは運営に関する基準ですから事業者と利用者がいい関係であればいいと、こういうふうなことだと思うんですよ。

それで、この分権一括法でいってるのは自由度の拡大と、こういうふうにいってるわけですが、今度の条例2、3、4ですか、ずっときてるのは従うべき基準、こいつは省令に従わなければならないんでしょう。町として。今副町長言ったようにですね、本当に改正して自由度を拡大して、この条例の中に入れられるんですか。私らにきた条例、市町村条例委任事項一覧表を見るとですね、ほとんど従うべき基準を条例に委任したと。ずっと4項まで従うべき基準、標準を参酌する基準を条例に委任をしたと、こうなってるわけですよ。だからこれには従わなければならないわけでしょう。だからできるのかどうかと、本当に。一時的にここで今野議員さん言ったからいいですよいいですよって言って、あとしなないんでは、本当議会答弁というのはやらなければならないわけですから、やるといったら。だからそういうふうなことを踏まえてご答弁いただいたのかどうかですね、そのところだけ確認しておきたい。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かにこの一括法ができて数年、ある長い期間で地方自治体にということなんですけれども、ここでも国のほうで、これ余り言うとなあれ、議会の中でですけども、自主性を強化し、自由度の拡大を図るという国では行って地方自治体に落としてると。じゃ実際どうなのということは、私も疑問に思います。この資料の中でも、従うべき基準は国に従うと。あと、参酌というのはある程度基本は国の法律、省令とかつくったものを継承しなければならないと。ただ、それが尾口議員さんがよく言ってる、条例は町の憲法だよということがありますけれども、基本は国、要するに国の基準に従っているというところで、じゃここで何を書いたかという、例えばこの2号議案の中では保存期限とかですね、そういうものを変えたとか、あとはまあほかのところでは変えたという、そういう的なものしか実際は町としては今のところは変えられないということだと、この法律ができた段階から思っている次第です。

じゃ、ほかの町はどうなのかという、ある程度大都市とかですね、規制とかで都市計画と

かなんとかで一応書いているのはありますけれども、大方は国の省令とかを継承していると。従うべき参酌ですけれども、ほとんどはそういう形になっていると。今回提案してるのもその内容でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だからね、法律の専門家でも置いて、こういう法律、一括法で出てきてるわけでありますから、さっき福祉課長が言ったように従うものもあるけれども従わなくていいものもあると、こいな発言をしてるわけでありますが、ここの中に従わなくていいものがあったんですか。皆省令で落ってきたやつを、そのまんま上げてるわけでしょう。だから答弁できないものもあると。こんなに長い文章だからですね。そういうふうなことになってるわけでしょう。

そうすると、さっき副町長言ったようななにかからいきますとですね、本当に法律の専門家ここに配して、そして町として独自で、法律を超えたものでなければいいわけでありますから、そういうふうなものまで入れていくと、こういうふうな姿勢を持たなければですね、高橋議員言ったような、今野議員言ったようなことで同じことになるのではないかなと。町村に移行されたばかりだといっても法律にあるわけですから、あの措置はですね、あったとおりの措置をしなきゃいけないわけです。運営委員会あるといっても自分たちの仲間を入れてですね、運営委員会してるわけでしょう。役場からも行ってるけれども、役場で見通せなかったと、役場の職員が見通せなかったと、丸のみしてると、こいな状況だったわけでしょう。だからそこらはやっぱりそれなりの専門家を配置しなければならないのではないかと、こう思うわけです。

内容は、私は今野さんおっしゃられたので足りると思いますので、そういうふうなものまでするのかどうか。課設置条例の改正もあるわけでありますが、そういうふうな専門的な能力のある人を配置できるのかどうか、こういうふうなことだと思しますのでお聞きをしておきます。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かにですね、数年前まで法令で専門的な知識があったと、それは実務もさせていたということで、その方が退職した後どうなのかということなんですけれども、やっぱり法学部出たから実際行政の中でわかるかということ、それは難しいところがあると。やっぱり法の字句の中身もですけれども、これが実務に合った条例と所管と法令と合致するかということがあります。うちのほうで、じゃそういうのを経験積ませては時間がかかると

ということなので、今回の法令一括法の中でもですね、ある程度業者の中で、例を挙げると第一法規と行政、ここですと法令担当が専門にいます。実情が合っているということで、今回その方々の力もかりてですね、業務委託の中でやっていったと。ですけれども、じゃ行政の中の専門的な分野は必要ということなので、時間はかかりますけれども言われたとおり育成は必要と、配置が必要というのは認識しております。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第2号松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第3号 松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第3号松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第3号松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議第4号 松島町指定地域密着型老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第4号松島町指定地域密着型老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第4号松島町指定地域密着型介護老人施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議第5号 松島町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第5号松島町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第5号松島町町道の構造の技術的基準に関

する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議第6号 松島町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第6号松島町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第6号松島町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議第7号 松島町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例の制定について

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第7号松島町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 1点だけお聞きしますが、この条例を制定して東日本大震災による避難路やなんか整備をしていくわけでありますが、これはこの構造基準に合致したものになるのかどうかですね。高齢者と障害者の移動の円滑化の中身見ていきますとかなりいいこと書いてるわけでありますが、これも国で定めたやつを条例で今度は定めなさいと、こいなことになっているんだと思うんでありますが、そういうふうなもので整備をしていくのかどうかですね、ここのところだけお聞きをしておきます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） この条例につきましては、資料の1ページ目にありますけれども、

特定道路ですね、これを一応新設または改築を行うときということでございますので、特定道路の指定をしないとこれらの一応条文に基づいての整備というのは行えないという形になります。ですから、今度の震災で一応特定道路の指定を行うかというところと行っておりませんので、そういった形での整備にはならないということでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 特定道路のだから指定をね、今条例をつくってね、そして自分たち特定道路にしなければこんなものつくことねえよと、これではね、条例の意味ありますか。町長。今からつぐんのにこういうふうなものに配慮した構造基準に下さいよと、こういつてるわけでしょう。そいづなのね、指定しなければつぐっことねんだよと、まず極端な言い方をすつと。今からつぐんのね、こういうふうな条例をつくっていながら、皆特定道路にしねげねんでねすか。障害者に配慮したものにしていかなきゃないと、こいなことをいつてるわけ。障害者に関する長期計画を見てもですね、そいなごどいつてるわけでしょう。そうするとそういうふうなものにしていかなければならぬだろうと私は思って聞いているわけですよ。いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） ごもつもの話ですので、条文をつくってですね、今後一応これを指定するかどうかというのは、今後検討していきたいというふうに思います。県のほうからですね、いろいろと出すときに悩んだんですけれども、一括して市町村、全市町村出してくれという話での説明がありましたので、これを使う形というのが一応将来出てくるだろうといった部分でございますので、そういった形で出させていただいたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 中西課長の名答弁でやめますがですが、今からつくるやつだけでなしにですね、そういうふうなものを改修やなんかしていくときに、こういうふうな基準に適合するものであれば補助の対象になるのかどうかですね、ちょっとそこだけお聞きしておきます。

○議長（櫻井公一君） 中西課長。

○建設課長（中西 傳君） 補助対象に、これ構造令をですね、遵守してますので、補助対象になるというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 今尾口さん聞いたのに関連してですね、言ってみれば今から10年ぐらい前ですかね、バリアフリー化法というのが通ってるわけですね。ですからその法律に沿った

形でいろいろ施設整備等々しなさいと、こういうことになるわけですね。その中の一つが議案第7号の関連になるのかなというふうに私思うんです。今尾口さんもおっしゃってましたけれども特定道路に指定しなければ整備の必要性がないということではなくて、バリアフリー化の精神からいけば、どこでもバリアフリーにする必要があるわけですよ。歩行者、障害者やなんかは歩行するなりですね、走るなり、通行する場合にですね、バリアを排除していかなければならないわけですよ。その考え方がね、町の中にどういうふうにあるのかということが私問われているんだと思うんです。

ですから、町として少なくともね、特定道路に指定するかどうかは別にして、このバリアフリー化を進める上で町内の道路であったり階段であったりね、必要な箇所をどういうふうに認識してるのかということが、まずあってしかるべきではないかと私思うんですが、その辺いかがでしょうか。松島駅だのね、それぞれ海岸駅だののエレベーターもつけなさいという話になってますが、これもなかなか進まないわけですけども、バリアフリー化するためにそういったものをどういうふうに考えて取り組もうとしているのかという、まずその大もとのところをね、教えていただきたいなど。それでそう考えているんだとすれば、町としてまずどういったところを取り組んでいかなければならないというふうに考えているのかも含めて教えてください。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） バリアフリー法の義務づけとございますか、恐らくご存じだと思いますけれども、鉄道敷ですね、鉄道の駅とかですね、それから福祉タクシーの車両とかですね、バス車両、それから船舶、航空機、いろんな形の中での一応道路といった部分で今回上げさせていただいてるということで、具体的な庁舎、庁舎にもですね、黄色い、黄色といったらあれですけども、そういった部分やったりとかですね、点字とかやったりとかという部分が、具体的に仮庁舎についても、一応こういったバリアフリー法にのっとった形での仮庁舎の建設ということで、それはそういった形での準備を進めているということでありまして、それぞれ種類はありますけれども、できるだけこういった人に優しい、バリアフリー法に基づくというのはこれから遵守されていこうというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） だからね、遵守していかなくてないので、町としてまずどういったところの改善が必要だというふうに考えてるのか、そういうものの目標値を持ってるのかも含めて教えてくださいということですよ。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 長期総合計画の中でもですね、バリアフリーといいますか、ユニバーサルデザインといいますか、そういったものを心がけていくということであっております。大もとのところではそこでうたっておいて、個々のケースでは公共施設部分、役場庁舎であるとかですね、中央公民館であるとか、そういったところでバリアフリーの基準に従ったものをつくっていくという方向で考えております。

あと、道路についてもですね、全ての道路がバリアフリーにできればいいわけですがけれども、全てやるのはなかなか難しいところもありますので、人が多く通る部分とかですね、あと高齢者が多く住むような部分、そういった部分について新しく整備するないしは改修する際には極力バリアフリーということでやっていくというふうに考えております。総合計画の中である程度位置づけて、あと個々の公共施設整備の部分でやっていくと。JRのほう等についてもですね、そういったことをお願いするというようなやり方でやっていきたいと。やっております。やっていきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 私、きのう税金の申告に行ってきたんですけども、声かけられました。何で駅にエレベーターつかないんだろうねって。やっぱり皆さんもう高齢化が進んでるし、やっぱりそういうバリアフリーをぜひ進めてほしいと、これ町民の大きい声だと思うんですよ。やっぱりね、計画を持つ必要があるんじゃないかと、そういう点ではね。今話したように。この後の議案で出てきますけれども、障害者福祉計画の基本計画ですか、これもあるわけでしょう。この中でも今お話にあったようにバリアフリー、それからユニバーサルデザインの状況にしていかなきゃだめだよと、こういつてるわけですよ。障害者計画基本計画は、これ5年ですよ。この中で、じゃどうするんだという議論が本来必要じゃないですか。だとすればそういう構想も含めて町としてきちっと持つておくということにならないと、これからやるこの障害者の基本計画の中でいつてるバリアフリーとユニバーサルデザインなんていう考え方は、それこそ夢のまた夢にしかならないということになるんですよ。いかがでしょうか、その辺。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 松島町の公共施設、そんなに多くございませんので、庁舎と中央公民館ですね、そこにエレベーターをつける、また廊下の幅員等についても配慮する、また手すり等についても配慮するというので、まずは大きなところはやってるということでご理解い

ただきたいと思います。

あと、駅のエレベーターの問題ですけれども、これもJRのほうにはお話をしておりますですね、海岸駅の計画もありますが、まず松島駅のほうが利用者が多いので、そちらのほうでと、こちらのほうはエレベーターつけるだけなんでコスト的にも楽で町としても物れますよというふうな話はしてるんですが、そこはJRさん、いろんな営業方針とかもおありになるようなので、いまだ実現はしてないわけですが、これについても事あるごとにお話はしていきたいというふうに思っております、次の次なるターゲットとしてはJRの駅なのかなというふうには思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 大きい公共施設は余りないといえませんが、確かに。だから、だけど例えば集会所だつて一応町の管理条例で管理することになってるわけね。こういうところも北部地域中心にして高齢化が進んでいる地域にいくと、やっぱり段差が大変だということもありますよ。今だつてこの間じゅうも投票に行くときにスロープつけてくださいといってもなかなかつかないとかね、こういう状況がわけですよ。ですから、そういうものをやっぱり余り金かからなくてもそういう場所はね、解消していくことができるわけですから、ぜひですね、話広くなりすぎたつていったけど、議案から少し離れちゃったという面ありますけれども、そういうバリアフリー化法の精神に沿ってですね、やっぱりぜひ町の中にきちんと計画としても位置づけながらですね、進んでいくという考え方が必要ではないのかということだけは申し上げておきたいと思います。終わります。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） ちょっと確認だけなんですけど、この法律、条例ですね、条例は市町村が定める重点整備地域においてということになっているように解釈するんですが、その重点地域を、まず基本計画でもつくって定めたところを整備するのとか、町全体を整備するという解釈ではないと私は思うんですが、どうなんでしょう。教えてください。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） その計画につきましても、結局その計画の中で示した部分という形になりますので、それを一応町全体にするか市街化区域だけにするかという形での基本計画をつくらなければ該当ならないという形で、そのときに一応検討していきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） 今町長がね、余り松島には公共施設がないということの答弁でしたけれども、重点地域に指定してしまうと駅とか公園とか全部そういう形に入ってしまうというように解釈でいいんだと思うんです、私は。間違いだかどうだかわかりませんが、ですから、これからきちっとした形に指定していくということになると思いますけれども、そういうための、これから基本計画、障害者福祉、基本計画がもとになるのか、これから基本計画をつくるのかということ、どちらなのでしょうね。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 今出してある議案のほうは道路ということでございますので、必ずしも建物とか公園とかは該当しないわけですが、まずこれはこれとしてですね、じゃ道路どうすんのかということですが、これからの検討にはなるとは思うんですが、先ほど申しましたように高齢者の多い地域の公園とか公共施設、集会施設も確かにございますので、そういったものについてバリアフリー化の基礎的プランと申しますか、ここの部分はやっていくよというふうなものをつくっていくべきだなというふうに思っております。この道路についてもですね、道路は実は縦断勾配とか横断勾配とかの話がありますので、必ずしもなかなか実現するのは難しい部分があるんですけれども、それに該当させ得るような基本的な道路の機能、ステックをもったようなところについては、検討の対象にはなろうかなというふうには思っております。

ただ、そんなに全ての道路というわけではありませんし、また市街化区域内の全ての道路というふうな話にはならないというふうには思います。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第7号松島町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第8 議第8号 松島町町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第8号松島町町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） これですが、11号と関連するんだと思うんでありますが、この基準を制定するわけですから、適用しなければならない、今上初原、愛宕、幡谷、これらの基準に適合した住宅なんじゃないかな。

それから、11号で聞けばいいんだと思うんでありますが、小石浜住宅は、この条例の中に入ってくるわけでしょう。そこでどういうふうなお考えなのかですね。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） この条例につきましては、経過措置の中で一番最後の附則になりますね。経過措置の中にありまして、これまであるものについては、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例によるということで、現在これにはほとんど該当しないという形になりますので、そのまま一応存続させるというような形でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それはわかってんですが、条例をつくっていくわけですから、いいですか、だからつくっていくときに上初原とか愛宕、幡谷はね、この条例の適用させないように、ここの附則は私も読みましたよ。新しく出っときだけだよと。それ以外の前のやつは従前の例によっていんだよと。なじよにしてでもいんだよと。だから、11号でも小石浜ですね、入れたんだよと、こうなんだと思うんですよ。だからおがしくないですかと、入れていくことそのものが、こういうふうなことなんですよ。この条例を適用させねんだければ、だからこいつとはちょっとかけ離れるのかもしれませんが、上初原、愛宕、幡谷は廃止するとか処分すれば、金のある人は新しい住宅を建てる、そうすると町の復興にもなっていくと、こいなことになっていくんだと思うんですよ。だからどうなんですかと、こう聞いているわけです。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 11号のほうまで一応及んでますけれども、小石浜につきましても、昨年の9月議会で議会のほうからのご指摘を受けまして条文化すべき、法的な整備を一応求めるということでありましたので、条文化に、条例化して、一応今の形態を崩さないという

ことで考えておりました。

それとですね、公園につきましては、新設の場合というふうに理解して結構でございますので、そういった形で今後進める分については、これに準拠してという形で、あとそれから今ことし、まだ新年度予算に入ってませんけれども、管理計画ですね、住宅管理計画を一応作成しまして、今の処分とか廃止、そういった部分、一応検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第8号松島町町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議第9号 松島町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第9号松島町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） これもですね、特定施設の新設のときにはこのようにすんだよと、こいなことだと思ふんでありますが、この説明書きになりますか、ここの中でですね、街区公園に垣の内あるよと、これはこの条例に乖離してけんとも現時点では街区公園の設置する計画はねんだよと、こいにいってるわけですよ。条例をつぐんのに乖離してっけんとも、そいづは別なんだよと、こいな言い方はどうなんですか。おかしいと思ひませんか。条例つくる以上ですね、全く離れているやつだげんとも今つぐる考えねえよと、つぐる考え、あの公園、本当に使ってねんだとすれば廃止したらいんでねすか。でなければ何かに、別な角度からすつとがね、そういうふうな考え方が出てこなければならぬのではないかなと、こう思った

わけですよ。ここのところでね、資料で乖離してけんとも、そいづはつぐる気ねんだよと、俺はと。町長ね、こんではね、ちょっとおかしんではないですか、町長さん。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長（亀井 純君） 乖離してるという表現を使わせていただいたのは、たしか12号のほうで、規模的に垣の内児童公園が街区公園として今のこれまで使っていました国の省令の基準からも外れてますし、今度私どもでつくろうとしている規模からも外れていますということで乖離しているという表現を使わせていただいております。

こちらにつきましては、今後、議員もおっしゃられたように今後つくるときはという表現でございましたので、現在のものを考えたときに、こういった狭いものでございますので、乖離をしているという表現を使わせていただいたというところでございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。

他に質疑を受けます。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第9号松島町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議第10号 松島町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第10号松島町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第10号松島町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。
- 

日程第11 議第11号 松島町営住宅条例の一部改正について

- 議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第11号松島町営住宅条例の一部改正についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第11号松島町営住宅条例の一部改正について原案のとおり可決されました。
- 

日程第12 議第12号 松島町都市公園条例の一部改正について

- 議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第12号松島町都市公園条例の一部改正についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。16番今野 章議員。

- 16番（今野 章君） 簡単なんですけれども、このいわゆる都市公園条例に該当してる公園が垣の内公園と初原のユーユー公園でしたか、2つだと、こういうことで、資料見ますとですね、1人当たりの面積が書いてあるんですが、それでいきますとですね、31.51でしたか、という何か数字だったような気がするんですが、これ国の基準を町のほうでは参酌してそのまま5平方メートル以上とするということでこの条例の提案ということになっているわけですが、せっかく1人当たりの面積が広いのにですね、何か5平方メートルに下げることもないではないかなというような気がしたんですが、もっと標準の面積を広げてですね、おい

てもよかったんでないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長（亀井 純君） お答えします。

資料の3の一番最初のところでございます。今おっしゃられましたように国の基準どおりの基準としております。それで、狭くする必要はないんじゃないかということでございますが、今ある公園を狭くして、狭くして都市公園面積を狭くして公園面積でなくほかの面積に、ほかのものに使うという意図ではございませんで、うちの町のスタンスとして1人当たり10平米以上だけでも実際のところは31.51ありますよというようなことでございます。

ちなみに、この公園面積には県の都市公園も入ってます。グリーン広場とかですね、あの辺も入っての面積でございまして、町の面積、町有の公園だけではないということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） いや、狭めろという話ではないと、もちろんそうだと思います。ですから、狭まらないようにもう少し高い水準を維持したほうがよかったのではないかとということなんです。せっかく31.5、1人当たり31.51ですよね。人口、1人当たりこっちはどうだ、②のほうの市街地の都市公園については41.16と、こういうふうになってますし、この辺ね、基準、せっかくつくる基準ですから5平方メートル、今現在31.51平方メートルなのに、下手したら5平方メートルまで下げていけるわけでしょう。だから今の基準よりは、5平方メートルよりは、もう少し高い目標値にしておいて、下げるようなことにならないようにしておいたらいいんじゃないかということなんです。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長（亀井 純君） ありがとうございます。実はこの参酌する段階でも私ども悩みました。そういったことが現実的にあるのかどうかということでございますが、都市公園の場合あり得ないということで、国土交通省のほうまで照会したんですが、口頭照会ですけれども、たまたま復興関係の本町の担当が公園のほうの補佐だったものですから聞きましたら、それはあり得ないんですよ。都市公園の面積を狭くするということはありません。仮に都市公園の一部をほかの用途に使うときは、その用途面積分を別に確保してもらおうというのが都市公園のスタンスですので、少なくすることはありませんということだったので、私どもとしてはあえていじらなかつた。参酌基準どおり使わせていただいたということでございます。検討はしての結果でございます。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 私の考え方としてはですね、この都市公園法というのは基本的に東京とかですね、大阪とか、ああいったところを想定した数字でございます。

しからは、それに相当する面積は松島どうなのかということですね、周りの田んぼとか山とかも含めればですね、すごく空地はある、それから緑地もあるということだと思っております。それで、この都市公園法に基づく都市公園が町では垣の内公園と初原ユューユー公園だという事実を一つとってみてもですね、実態とは相当かけ離れてるものかなというふうに思っております。

しからは、それ何もしなくていいのかということ、それはそうではなくてですね、松島、ほかにも例えば桜渡戸の自由ヶ森とかもありますし、その他地区地区ごとの公園もございまして、そういったものについては町民の方々がそこで遊べるように、また癒せるように施設等の整備をしっかりしていきたいなというふうに思っております。

ルールはルールとして、こういったものは本当の最低で定めますが、実行する実質的な運用としてはもっと頑張っていくと、公園整備していくということでご理解いただければと思います。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑ございますか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第12号松島町都市公園条例の一部改正について原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議第13号 松島町下水道条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第13号松島町下水道条例の一部改正についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第13号松島町下水道条例の一部改正について原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議第14号 松島町安全で安心して暮らせるまちづくり条例の制定について

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第14号松島町安全で安心して暮らせるまちづくり条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 質問させていただきます。

今、この安心安全暮らしの町、非常に求められているところであります。今いろんなところで事件が発生しております。この間も東京の吉祥寺、日本で最も人気のあるあそこでも女性の方が襲われた、至るところでそういうことがあるわけですよ。そういう中で、この条例というのはね、松島でもというようなことであります。

目的は、真ん中辺にですね、犯罪などが起きにくい環境づくりを進めるために必要な事項を定めると、そういうことで全ての町民が安全で安心して暮らせることができることを目的とすると、こうなるわけです。それで基本理念としては、安全安心なまちづくりは町民一人一人が「みずからの安全はみずから守る」「地域の安全は地域が守る」。そして町・町民・事業者がそれぞれの役割分担を果たしていくんだよと、このような基本理念をもってるわけです。

そして、次に4条町の役割、そして町民の役割、5条、6条は事業者の役割と、このように分割されております。ここで町の役割というふうになるわけでありますけれども、(1)町民などの事業者に対する安全に関する意識の啓蒙、必要な情報を提供するんだよ。2番目、自主的な活動、これは町民事業者の自主的な活動を支援するんだよ。それから安全な社会のためには環境整備を行政としてやるんだよと。それから3号ですね、環境整備するために必要な施策をするんですよというようなことをうたっているわけであります。

そこでですね、やっぱりこういう弱者ですね、幾ら自分が気をつけててもやっぱり犯罪起きる可能性が非常に多いわけでありまして。特に松島は交流人口日中も多いと、幸いにして海岸やそういうところではそういう刑事事件とかなんかなってはいませんが、しかし毎年のように高城町、磯崎、こういう人口の密集地では不審者、そういうものもの非常に毎年のように起きるわけですよ。そういうことを含めてですね、これからやっぱり町民の皆さんが幾ら頑張っても防ぎようのないところがあるわけです。しからば町の役割はどうなんだと。そういうことで1からですね、どのような情報提供をしていくのか、これから1から4まで取り組みを、恐らく考えられていると思うんです。だから条例出すんですから、ひとつひとつお願いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君） 確かに議員ご指摘のとおり、犯罪というのはどこで起きるか、どういふ事件が起きるかというのはわからない世の中でございます。

まず、不審者に関しましては、町のほうでそのような情報がありましたら安心安全メール、あと保育所でもメール配信網を、学校の現場でもメール配信網を使っておりますので、それらを活用しながら情報の提供に努めていくと。また、あと防犯団体の各種団体ございますから、その横の連絡が今現在薄くなっているわけですが、それらを定期的な会合をもちまして情報の提供を図っていくということで、あと啓蒙をしていきたいと思っております。

あと、支援ということで、当然防犯指導隊等の各種団体ございますから、それらの必要な支援等について、あと相談にも乗るし、あと支援していくということで警察とタイアップしながら進めていきたいというふうに考えてございます。

あと、じゃ町の環境整備ということでございますから、当然あと看板等設置しまして防犯活動を呼びかけるのも一つの方法でもありますし、また一部では防犯カメラ等の設置している市町村もございます。塩釜管内ではないわけではございますが、それらは判断、防犯カメラにつきましても犯罪の抑止力にもつながってまいりますので、それらについても警察並びに県に呼びかけて協議してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 1番目ね、今、不審者メール発信、そういうことで私たちもね、やっぱり子供さんいる父兄からよく聞く、高城で不審者出たよ、やっぱりメールで発信、それで皆受けてるというようなことでもありますので、そういうこと含めてですね、もっともっとういふのを活用しながら、これですね、やっぱりずっと関連するんですけども、2番目もね。

今防犯指導隊、そういうところが、防犯指導隊というのは若者中心でしょう。仕事してるわけですよ。そういうことを含めてもっと、今警察退職者、公務員退職者いっぱいいるわけですよ。そういう方たちの組織づくりというんですかね、そういうのが非常に大切でないかなと思うんです。指導隊指導隊は、これは結構なんですよ。ただそれは夜の警ら、そういうことが中心となってきますので、日中はそのような退職者の方たちを中心としてそういうものを、組織づくりをしていただければ非常にありがたいのかなと。それから地域防災組織ですね、そういうものもやっぱり地域の方根づいていますから、あとは消防とか、そういうことを含めて検討していただきたいと、こう思っております。

それからですね、環境整備ですね。今看板とか防犯カメラとおっしゃいました。現実問題ですね、2市3町の町内の中でどのぐらい防犯カメラ置いてるかわかりませんが、事業者、コンビニとかそれからスタンド、それは全部防犯カメラ設置してますね。ですから、よくテレビ犯罪とかなかでそのようなコンビニの映像、それからスタンドの映像から流れてるやつがよく私たち目にするわけですが、そういうことで、やっぱりそういう不審者やなにかというのはですね、私はよくわかりませんが、恐らくそこに集中してっと思うんですよ。そういう不審者が出やすい、目につきにくい、そういうところで不審者が、仮に露出行為とかいろんな行為ををすると思うんです。そういうことは恐らく役場関係の人はわかると思うんですよ。ここが危ないよと。そういうところにせめて防犯カメラとかですね、そういう対応をですね、やっぱりしていくべきだなと思うんです。金かかります。しかしながら、それはやっぱり子供たち安心、父兄も安心、そういうようなことを含めてですね、これはぜひですね、条例した以上はですね、やっていただかなければやっぱり安心できないと思います。町長、この辺はいかがでしょうか。町長。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 防犯のための環境整備ということでございます。防犯カメラ、それとまた街路灯の増設とかですね、そういったものもいろいろあると思いますので、防犯カメラについては、ちょっとそのコストがどのぐらいかかるのかについてもですね、これまで余り検討したことがありませんでしたが、今度条例もつくりますので、そういったものの検討の対象にしていくということで考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） こういうことでね、今条例つくるといことなんで、しからば25年度予算ではどこに措置されているのか。交通安全費、ちょっと見てね、9万1,000円の増額なって

おりますけれども、これ対応された予算審議というのはされてますか。今後ですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君） まだ25年度予算の審議は始まってないわけですが、25年度でこの部分だという具体的な数字は上げてごさいません。今ある既存の団体の横の連携をよくしながら、あと活動を強化していくということで25年度努めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。

じゃ、ここで休憩をとります。時間が12時でございますので、昼食休憩を挟み、午後1時からの再開で尾口慶悦議員の質疑を受けたいと思っております。

それでは、ここで休憩をいたします。再開は13時といたします。

午後0時02分 休 憩

---

午後1時00分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

それでは、議案第14号について尾口慶悦議員の質疑を受けます。

○9番（尾口慶悦君） 尾口であります、これはなんですか、松島町独自の条例になりますか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君） 松島町独自の条例でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると隣接とこなんとかは全く関係なく松島町単独でつくった条例と、こいなことですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君） あと松島町では今回制定しておりますが、このような形での安心安全条例というのは2市3町でもつくっております、あと松島でも今回あとそれを見直しまして松島町のカラーを入れてつくったということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） あのね、町単独でつくったんだら大したもんだなと思ったんです。ただ、隣接を巻き込まなければね、これも効果ないのではないかなと思ったりしたものですから。条例はね、町単独での条例はわかるんですよ。私。町でつくる条例ですから、隣接であれば共同でつくらなければならないと、こいなことですが、そこでね、町の役割をさっき色川議

員質問してるんですが、危機管理監だけでなしにですね、役場一つになんなければね、こいつ目的達成できねんでねがという感じをしてるわけです。若者とか子供たちだけ頼りにするわけですが、私は老人のほうに入ってきますので、ひとり暮らしの老人がそういうふうな目に遭うと、危険な目に遭うとかですね、そいなのがいっぱいあって孤独死も出てくるわけですよ。そうしたときにそういうふうなものまで対応しなければですね、ただつくった、さあみんな集めてですね、チラシ回した、そんで終わりと、こういうふうなことになってしまうのではないかと。だから役場のなか一つになってね、そして検討されなければ、これは意味がなくなるのではないかなと、こう思ったわけです。まあ町民の役割、町の役割、事業者の役割つぐってんですが、町民の役割だって町民さ徹底しなければ役割果たせないわけでしょう。そうすると町民に徹底させるのには自主防災組織とかいろんなコミュニティがね、完全になってないところはわがねわけですよ。だから、そういうふうなところまで含めてね、本当にやっついていぐんであれば、早く自主防災組織でもつくらせて、その中でこういうふうな安全安心な町にするにはこうしなきゃねんだよと。組織、部落はこうしねげねんだよと、こうなっていないとね、この効果はないのではないかなと。格好はいいわけです。ところが皆2市3町なり宮城県なりが同じようなものをつくっていてもね、ただつくったから、つぐれって言われたからおらほでもつくったんだと、こいなくなってしまったんではね、条例の意味なくなるんではないかなと、こう思いまして質問してるわけですよ。そういうふうに対応していただきたいと。お願いすつとうまくないんで、対応していただきたいと、こういうことです。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） おっしゃるとおりでございます、仏つくって魂入れずとならないようにしっかりとやっていきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。質疑ございませんか。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 何か質問しましたので、大方わかったのですが、今から8年ぐらい前に、平成17年の第1回の定例会で生活安全条例の制定をしませんかという質問をしたんですね。そのときに当時、その何カ月か前に第五小学校の子供が不審者に襲われてね、もう少しでというところだったんですが、まあ安全に110番の家に避難したということで被害はなかったのですが、それを受けて質問したんですよ。そのときの、全く同じように町民がみんなね、そういう意識を持って監視することが大事であるので制定してはいかがですかという質問をしたんですが、その答弁ではですね、塩釜警察署に担当者が招集されて説明を受けたと。内

容を見ると、犯罪等の防止に配慮した環境の整備を市町村がやることだということで、青少年の健全育成を阻害する恐れのある有害環境浄化の施策を市町村が講じることなど、市町村が事業をする内容であります。当時の答弁ですけれども、現在県内で14の市町村で条例を設置している状況であります。うまく働いている例が少なくなくセンゲンのなっている。実効の上がるものでなければならないということで、条例の必要性を十分認識しながら内容について論議させていただくということで答弁をいただきました。

それから7年、8年ですか、かかってようやくこの安全条例の制定ということになるかと思えますけれども、通ればですけれども、よかったなという思いがあります。個人としてはね。現在は35市町村の中で25市町村が制定しておりまして、あと10町村、松島町も含めて残っているのかなという状況にありますけれども、それからこの年数の間、どんな論議をなさってきたのかということと、今も質問にありましたとおきちっと成果を上げると、当時は成果が上がらないというような答弁でしたので、成果が上がるということで制定するんだと思えますけれども、どういう面で成果を上げようと、上がるということに判断して条例を提案したのかということであります。お答え願います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに平成17年から長期にわたって経過しているということで、今回これを上げる段階でもですね、役場の中、庁議の中でもですね、尾口議員さんが言われる質問、あと菅野議員さんが言われる質問の中で、実際形ができてから、ある程度できてから上げる時期がいいんでないかということで、今回も見送るという意見も出ましたけれども、実際今いろんな社会情勢の中で条例というのは、町の中でもこれを目標にですね、進めなければならないということで今回上程したわけです。

実際どのようにするかというと、危機管理監が1人ということではなくて、学校もあり、あと福祉関係の組織とかいろんな関係ともですね、横の連絡を密にしながらですね、予算的にはゼロ予算になってますけれども、組織の中、25年度ですね、組織の中で密にして予算がゼロでも進める形ということで、まず組織づくり、関係を密にしていくと、連携をとっていくという形で進みたいということで今回の経過になりました。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） 今ね、いろんな事件が起きて、色川議員もおっしゃってましたけれども、考えられないような事件が起きるんですよ。私が住む地域、品井沼駅なんかは駅員も早く7時半ごろに帰るんで駅が真っ暗になってしまうんでね、あたりも暗いし、ちょっと心配か

など思うんですよ。そこを若い女性1人で帰ったりするときね、ちょっと危ないなという目で見てるんですけども、そういう面も含めてですね、しっかりと効果が上がるように、条例制定したときには町民にそういう理解をしていただくような努力をなさって運用していただきたいということをお願いしたいと思います。終わります。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑ございますか。5番高橋利典議員

○5番（高橋利典君） 今の安全で安心して暮らせるまちづくり条例の中で、やっぱり一番は今皆さんがおっしゃってるとおり災害弱者ですよ。高齢者も含めたひとり暮らしの老人世帯、実際に緊急通報システムありますけれども、松島でも完全にそれを活用は100%やってないわけですよ。

そこで、やっぱりもう一つの問題点としていろいろシステムの問題あると思うんです。そういったシステムの問題で、やはりもうどんどんいろんないいシステムができて、そういった障害者の方とか、あと独居老人とか、そういった見守りシステムとか、災害の支援システムとか、そういうシステムがもう構築されつつありますので、そういうのも参考にしながら、なおさらメンテナンスの面で結構安価な形でやれるシステムも今出ているようですから、それなども検討していただいて、町全体でやっぱりその災害弱者も含めた危機管理の問題、それなども全て構築できるようなシステムを導入していただければ、なおさらいいのかなと思って今お話したところです。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今の質問の中でですね、緊急システム関係も半分以上が古いシステムということで、今後ですね、25年度予算にも反映させてますけれども、よりいいものということで更新時期には最新、なるべく最新のほうにということで変えております。今後でもですね、よりいいものということで、お金の関係もありますけれども、書きかえの場合にはいいものということで25年度の予算にも反映しております。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第14号松島町安全で安心して暮らせるまちづくり条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議第15号 松島町公告式条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第15、議案第15号松島町公告式条例の一部改正についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第15号松島町公告式条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議第16号 松島町課等設置条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第16、議案第16号松島町課等設置条例の一部改正についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 1つだけ確認しておきますけれども、課設置条例、この提案に当たって前に説明いただいているわけですが、町民福祉課と健康長寿課の2つに分けるということで、いわゆる窓口サービスの問題ですね。山の上に行ったり来たりしなくてもいいようにですね、役場本庁舎、今度は仮設にも移るんでしょうけれども、そういった場所できちんと1カ所で用足しができるようになるのかどうかね。そこのところはきちんとそういうこともするんだというお話をいただいて、それならいいかなと思っていたわけですが、実際のところ、4月からそういうふうな運用可能なのかどうか、その辺確認をいたします。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今までも同じ課の中でもですね、やっぱり連携は密にしております。

ますし、またあわせてこれからもですね、当然連携は密ということはですね、まずこの課の設置条例改正の前にもですね、もちろん課内で職員の意志統一、それからやはり、ただ保健師さんとかですね、ちょっと専門的な部分に関しては、もしかしたらちょっとお時間をいただきましてですね、保健師さんのほうがおじゃまするような形で連絡体系を今とっておりましてですね、課が別の課になるからということで、やはり横の連絡は十分にということで、ここでなくてですね、だめなんですというようなことはないようにですね、今の課内の中で意志統一を図って、4月以降もですね、引き続き町民の方の不便にならないようにということで意志統一をしておりますので、その辺のご心配もあるかなと思いますけれども、町民が不便にならないように努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 気持ちはうんとわかったんです、私今の話でわかりましたけれども、単純なんです。だからやっぱり高齢者やなんかになるとどんぐりのところまで行くのは大変なわけですよ。ですから高城の町の中、今現在であれば本庁舎で、あるいは秋口になったら利庁舎のほうで窓口を一本化して対応することが可能になるのかどうかということなんです。簡単なんです、聞いていることは。私そのことを聞いたときに副町長が、そういう方向で頑張りますよという答弁もしてるんですよ。だからそういうことがクリアされてればいいんですが、そうでなければ反対しなくちゃいけないなと思ってきたんで、ぜひ明快にお答えいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 前、全員協議会の中でもですね、今野議員さんとかほかの議員さんからも質問あってですね、基本的に同じ課の中でも班が違ってて受付があっちとこっちで振り回されると、要するに受付をこっちでもどうなんだということで、それは言われた後もですね、班を超えて課の中全体で話をしてですね、もし課が分かれても横の連絡を密にしてですね、そういう二度手間にならないようにということでは言ってます。ただ、クリアするということで打ち合わせをして、できるということで話し合っております。するということで、受付ですね、例えばこっちでなくてあっちに行がいんと、健康長寿班のほうですよということではなくて、ただ、今、安部課長が言ったのは、ただ連絡できる範囲の中で保健婦さんの場合はこちらで受付してもすぐできないんで、こちらから逆に保健婦さんのほうに連絡するという事なんで、基本的には、言いたかったのはできると、対応できるということです。受付。説明の仕方が悪い。一例で難しいのは保健婦さんの場合はこちらに保健婦さんが対応

してないので、その申請とか受付はできますけれども、こちらから健康長寿班のほうに連絡してですね、連絡してけるということで、それが一例としてなかなかすぐ直接はできないという例で、ほかはできるということです。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） ちょっと私もね、よくわからないけれども、要するにね、いろいろな書類を発行してほしい場合もあるわけね。そういう書類は今までだとこの窓口では、この窓口ではね、出さなかったでしょう。結局どんぐりに行ってくださいというのが多かったんですよ。だからそういうことも含めてね、この窓口でやれるようにしたのかどうかということなんです。保健師さんが行ったり来たりするのはいいんです。そっち側の対応でいいサービスにしようということで頑張ってるのはわかるんですが、前の議論でもワンストップでやるという話になってたけど、この窓口に来て、本庁舎の窓口に来て健康長寿課の仕事も全部ここでクリアできるようになるのかという話しなんです。そこだけ明快に答えてもらえばいいんです。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 先ほど言った保健師等については、ちょっとその辺専門的なことありますけれども、今言ったようにですね、こちらのほうでもですね、もちろん申請受理、それから書類の必要なやつをその場でお渡しすることはできます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） できるということです。

他に質疑を受けます。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 課の設置でありますから、これは町長提案でいいわけですが、議運でも建設課を2つにしたらいいのではないかと、こういうふうな話もあって議長を通して執行部にその対策をとってもらうように話をしたというふうな経過があるわけではありますが、今度一番大きくなったのは建設課が一番大きくなると思うんですよ。職員も30人近くになるわけでしょう。だからそうなりますとですね、今企画の危機管理監ですか、小松管理監がやってるやつはこっちで東日本大震災の事業、事業でなく事務だけやって、あとは皆下ろすわけでしょう。道路の改修、夜歩くとかですね、それから災害の避難所の用地買収とかですね、そいなのがいっぱいあったら課長大変でないかという気がしてるわけですよ、私は。だからそういうふうなのをどうなさる気なのかですね。課長でなく参事なり課長補佐を置く、班長を置くんだからいんだということにはならないような気がするわけです。最大の事業費になるわけでしょう。ここ3年や5年は最大の事業費になると。そのときにそれでいいのかなと、

職員を生かしながら使わなきゃいけないわけです。殺してしまったら終わりなんです。だからそういうふうなことからいくとですね、課の分割というのは必要なのではないかなと、こう思って議運でも話をしたんだと思うんですが、それがならなかったと、十分だと思いいですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かにですね、うちのほうでも、この町民福祉課を2つの課にするという段階の中で建設課もですね、どうするかということは考えました。実際、今、建設課は任期つきと派遣職員含めて17名ということになってます。来年は正職員が18名、あとは市町村派遣が6名、任期つきが3名ということで、今の段階では27名という想定にしております。ただ、その中で実際建設課長とかも話したんですけれども、2つの課にまたがる場合、今回どうなのかなということになりますと、時期的にですね、一番今年度の前半にピークになるのが用地交渉、地元説明会とかいろんな説明会があるということがあります。来年が工事の発注ということで、2つの課よりも1つの課の中で班をまたいでですね、助け合っている時期が、ピークが、波が2つ3つあるということなので、とりあえず今回は3班の班体制でいきましょう。じゃ、管理部門が一番今回は必要なのではないかとということで今回は課ではなくて班の中で動けるようにするというので考えております。

ただ、今後、半年か1年経過するとですね、工事が今度ボリュームが大きくなるという、またこの状況を把握してですね、時限的にはなると思うんですけれども、実際27年度までというんですけれども、多分延びるとは思うんですね。その段階でもう1回班、課を2つにするかどうかという時期が来るのかなということで常に考えなければならぬ、それがなるかどうかともまだ議論の段階ですけれども、今現在は先ほど申し上げたとおり地元説明会とか用地交渉ということで管理部門、事務屋と建設課一緒に歩かなければならぬということで、今年度中にはある程度3つの班でという考えでおります。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 副町長ね、あなたが言うように、ここ1年ぐらいで用地買収なんか決まりませんよ。あのボリュームでやったら3年ぐらいはかかりますよ。1年でなんかとてもね、1本でさえにもでないと思いますよ。住宅密集地域の計画を見たら、本当に用地交渉というのは大変な事業なんです。皆言ったのをそのままいうこときいてね、欲しいといたたくらいやんであれば、これは簡単に処理できるわけですが、そうはいかないわけでしょう。そうしてくっとな、かなり大変なボリュームだなと。まあやればいんです。私らは批判・監

視をしながらですね、議決をしたのが実際にできるのかどうかというようなことを批判・監視しながら議会はやっていけばいいわけですからいいんですけれども、そういうふうなことを当然配慮しなければならないのではないかなと、こういうふうに思いまして質問したわけでありまして。

それから、これ議決されるんだと思うんです。そしてされたらですね、こいつ行政組織規則、それから事務決裁規程、ねんりんピック終わったんだと思うんですが、推進室設置規程、こいつも廃止かなにか、文書管理規程、こいつ皆直らなきゃいけないわけですよ。だからそこまでお考えなんですか。すぐ3月いっぱい終わるわけでしょう。4月からこいつ出なきゃいけないわけですから、そういうふうなことまでお考えなのかどうかですね、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） まず、最初に先ほどの用地交渉がピークが1年とかって言いわけになりますけれども、ある程度交付金事業は27年という決まりがありますから、今のところは。今ところはありますから、目標として今年度とか決めなきゃいけないと。確かに私もですね、農水とかで用地交渉とかやっています。この道路はいいんだよと総論は賛成ですけども、自分の土地とかになれば農村地域でも簡単に判こもらえない。じゃ、市街化調整区域以外の町の中でももらえるかということ、それは非常に難しいというのは認識しています。

ただ、ある程度目標時期、年次を決めて、これに向かってやっていきたいと。で、来年になって、それできねがったんだべやと言われるのは、実際はですね、無理だというのはわかります。時期的に。ただ、今は交付金事業で国・県に対しても、この目標でと。実際不可能か可能かということ、それは私もある程度気持ちの中ではありますけれども、そういう流れで進めていきたいと思います。

あと、ねんりんピック関係は、この間2月の27日、総会が終わりましたので併任辞令を解いてですね、ねんりんピックは当然今年度いっぱい終わりという流れになっております。

ほかの部分は、あと総務課長のほうから。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 今回の条例制定で、新しく課が出てまいります。それに伴って事務分掌規程等々等々がまた関連するのがいっぱい出てきます。今みたくねんりんピックでなくなるものもあります。逆につけかえ、名称改めというものがあります。これらについてもですね、一緒に並行して今作業しております。そういうことで今後とも進めていくということ

であります。

○議長（櫻井公一君） では、ほかに質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第16号松島町課等設置条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

---

日程第17 議第17号 職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第17、議案第17号職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第17号職員の給与に関する条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

---

日程第18 議第18号 松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第18、議案第18号松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第18号松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

---

日程第19 議第19号 松島町新産業都市の区域における固定資産税の不均一課税に関する条例の廃止について

○議長（櫻井公一君） 日程第19、議案第19号松島町新産業都市の区域における固定資産税の不均一課税に関する条例の廃止についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第19号松島町新産業都市の区域における固定資産税の不均一課税に関する条例の廃止については原案のとおり可決されました。

---

---

日程第20 議第20号 松島町スポーツ振興センター条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第20、議案第20号松島町スポーツ振興センター条例の一部改正についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第20号松島町スポーツ振興センター条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議第21号 松島町勤労青少年ホーム条例の一部改正について

- 議長（櫻井公一君） 日程第21、議案第21号松島町勤労青少年ホーム条例の一部改正についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

- 9番（尾口慶悦君） 1つだけですね、平成18年の3月8日、条例第7号でこいづできたわけです。今25年なんですよ。こいづ今めっけだんでしょかね。だからこいなのがいっぱいあるから私はいつでもその担当になったら条例なりなんなり自分の所管をすっかり見なさいよと、そして直していきなさいよと、こいなふうに言ってるわけですよ。この後のやつもそいなのが出てくるわけでありますが、課長さんたちがしっかりしていないとこいなごどになる。平成18年ですよ。今めっけで直すんだと、悪いんだから直すの当たり前でないかと、こいなごどになるんだと思うんでありますが、間違ってたんだら直さなきゃないと、めっけねがったのがというふうなことなんですよ。だから、今後こういうふうな事のないように、ひとつよろしくお願いをしたいと、こういうふうに思います。町長ですよ。町長が提案者ですから、町長がそいな指示をすれば職員はするんですよ。だからその指示をしてください。今後ですね。これはお願いしておきます。

- 議長（櫻井公一君） じゃ、お願いということであれば、他に質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第21号松島町勤労青少年ホーム条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第22 議第22号 松島町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第22、議案第22号松島町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） ちょっとこれはご指導いただきたいんですが、3条です。3条の申立て、「し」がなくなった。これ、私も広辞苑見ましたら、ないのが本当なんですね。だからわかるんでありますが、4条ですね。4条の1項は申し立て、こっちから言うときは申し立ての「し」を入れると。今までなかったの入れると。2項のやつはどうなんですか。町長は前項の規定による異議の申立て、この「し」がないんですよ。これはどいな解釈をすればいいのかですね。ここのところを、1項はあるんですよ。本人が申し立てるときは申し立てになるのか。「し」が入るのか。2項は申し立てられたほうだから「し」が要らないのかですね、この辺がどうなのか、ちょっと文学的な文理解釈をしたと思うんですが、お聞きをしておきたいわけでありまして。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 尾口議員がわからないの、私答えるのもあれなんですけれども、実際今回のやつの第一法規、法律そのもので一括法は第一法規のほうに入札かけて頼みました。今回これの分も関連の中でですね、字句の誤り、先ほどのもありましたけれども、今回のも見つけたというか、これ昭和24年につくって、その間に何回も改正して行ずれとか、あと字とかですね。ということで、今回3条のところの下のところの「申立て」は「し」はないわけですよ。そして、4条のほうで「立てる」という場合は「し」が入ってるということで、2項は、3条と4条の間の括弧の中の「し」が入らないやつという、こういう形で業者のほうからの指導の中でやってるということで、じゃこれがなぜこうなのかというのはちょっとはっきりここでは……。答えにはなっていませんけれども、ということで法のプロの方ですね、その中でこういう形ということなので、詳しくであればちょっと時間をいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 何か町長答えたがってるから。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 私も尾口議員よりは行政法等については詳しくないとは思いますが、一

一般的にですね、言葉の、言語の話としては、名詞と動詞の違いなんではないかなというふうに思います。「申し立て」というのは名詞で、その場合には漢字を続けて平仮名入れないと。

「申し立てる」は動詞なので、「申し」と「立てる」というふうに分けられますので、そのところで平仮名を入れるというふうに私は解釈していました。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 町長が正しいのかもしれませんが、検討してもらってね、正しいんであればいんですが、間違っていれば、このところ、「し」をわざわざ入れたわけですから、1項でね、だから2項でどうなのかとお聞きしたわけですよ。今町長言ったようなのでね、広辞苑見てもそいなふうになってんですよ。だからね、ただ、この動詞とかなんとかというんじゃなしにね、どうなのかと、こいなことでお聞きしたんでね、あとで検討してみてください。

ただ、町で出す条例ですからね、行政がいいっていったとか、誰がいいっていったとかでない。金出して間違ってたんだらば直してもらわなきゃいけないわけですから。せんだって情報公開室に行きましたらね、知らない人がいて、一生懸命なって条例の条文を見てたんで、指導してるんだと、こう思ったことは思ったんです。ただ、担当としてもね、何だおがしくないのかと、こう疑問符をつけるような担当者になってほしいなど、こういうふうに思いまして今お話を申し上げたわけでありまして。

○議長（櫻井公一君） じゃ、その件については後ほど高平副町長確認の上、ご報告願います。

ほかにございますせんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第22号松島町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第23 議第23号 松島町道路占用料等条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第23、議案第23号松島町道路占用料等条例の一部改正についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） これも余り皆さん質問ないんで質問しないかなと思ったんでありますが、この占用料条例のように占用料取ってますか。まず一つお聞きをしておきたいんですが、前にも私質問したことあります。予算か何かで。取らなくなったんで、何で取らないんだというふうな話をしたことがあるんですが、この占用条例のように料金を徴収してるのかどうかですね、お聞きをしておきたい。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 基本的に占用条例に基づいて料金を取ってるということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 本当にですか。間違いありませんか。まあ間違いなければいんですが、本当に取ってるのかどうかというようなことだけ確認しておきます。

○議長（櫻井公一君） じゃ、再確認。中西建設課長。

○9番（尾口慶悦君） 前には取らなくなったんで、おかしいのではないですかって私は質問したことあるんですよ。そのところはほろげでわがんねがったと、こいなことになるのかですね、道路のわきにある看板とかなんとか、皆これに該当するわけでしょう。そういうのが皆該当するわけですから、本当に取ってるんですかと聞いてるわけですよ。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員、ちょっとお待ちください。答弁整理よろしいですか。答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） これは一応道路占用料条例ですから、道路に係る分の占用なんですね。例えば入り口とか水路とかそういった部分だと思うんですけども、そういうような部分については、公共物管理条例とか別な条例とかの部分もありますし、あと一部そういった部分は、1カ所については見ないというふうな形で取らないという形になりましたので、乗り入れ口ですね。例えば家に入るために水路にふたかけるとか、そういった部分は一応見なくなったということがございますけれども、これは純然たる道路の部分の中の一応占用という形ですので、このような形で一応取ってるというふうに一応進めているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） パノラマに入っていくところにある道路にね、看板とかですね、そいな

いっぱいあるわけでしょう。道路に、町道に設置されているの。それもこれに該当するんでしょ。だからそういうふうなまで皆取ってるんですかって私聞ってるわけですよ。まあ取ってねんだらば取るぐらいのなにですね、話がなければ取ってますよと、本当ですかと、私は開示請求しますよ。いいですか。そんでもしてなかったらおかしいでしょう。だから言ってるですよ、私。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 具体的なお話が出ましたので、そういった部分、こちらでも確認させていただきまして、抜けてれば一応取りたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 今の答弁でよろしいですか。

それでは、他に質疑を受けます。質疑ございませんか。（発言者あり）

じゃ、今の確認をとって報告してください。中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） ほかにもですね、やっぱり今言われたように部分的に取ってるもの、取ってないものがあるかもしれない、抜けてるものがあるかもしれないという部分がございますので、ちょっと時間いただいて町内一応見回ってですね、看板等ですね、一部取ってる部分、パノラマの取ってる部分もありますので、ホテルとかですね、そういった部分は取ってるので、ちょっとそこまで今情報持ってませんでしたので、それらはちょっと時間を置いて確認させてくださいということで、時間がかかると思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） それでは、それは確認してもらおうとして、この件は条例の一部改正ですから、条ずれの改正、これについて質疑を受けます。尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 条例改正だからそういうふうなことを取ってるんですかと聞ってるわけですよ。改正されたのでも出てるわけでしょう。金額ね。だから何も質問に問題はないわけですよ。

○議長（櫻井公一君） いやいや、今のは中西建設課長……。

○9番（尾口慶悦君） いいです。わかりました。わかりましたがですね、私の質問はですね、問題がないと思って私は質問してるわけです。

○議長（櫻井公一君） いや、その答弁は後ほど全て整理するということですから、それでよろしいですか。（「はい」の声あり）はい。

そのほか質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を

終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第23号松島町道路占用料等条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第24 議第24号 松島町災害対策本部条例の一部改正について

- 議長（櫻井公一君） 日程第24、議案第24号松島町災害対策本部条例の一部改正についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。9番尾口慶悦議員。

- 9番（尾口慶悦君） これも1点だけお話し申し上げておきますが、この所部ですね。和37年12月28日の条例見ましたら、条例制定、つくったときにですね、部を設けることができるというようななにをしたんですね。だから前にあった所部と入ったんだと思うんでありますが、これも昭和37年ですよ。そして平成8年に改正してんですよ。平成8年に。そのときも見つけられないというんだから係は何をやったのかなと、こんなふうな感じをして今質問してるわけですが、こういうふうな類いのものが今からも出てくっと思うんですよ。だから担当課担当課でですね、自分の課のやつ100も200もあるわけでありませんか、だから検討する、したらいいのではないかと。私、前町長のときも言ったんですよ。そんで何か課に法務係ですか、を一回置いたことがあるんですが、それも全然活動しないで係ばり辞令もらって終わり、こいなふうになったんですね、やっぱり実の入ったそういうふうな検討をする時期に来てるのではないですか。だからまあ検討するんであれば、まあするということでしょう。そしてしないでね、だからすると言ってしないのは一番悪いわけですから、本当にしてくださいと、こう申し上げておきたいと。

- 議長（櫻井公一君） 弁、改めてきちっと答弁していただきます。熊谷総務課長。

- 総務課長（熊谷清一君） 今回の条例改正につきましては、この案件ばかりじゃなく、前段にも議員さんのほうからありました。これから出てくるものもありました。ということですね、今まで条例のいうところ何回もご指摘等々ありました。ということを受けて今回も取り組ませていただきました。今後もですね、同じように取り組ませていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第24号松島町災害対策本部条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第25 議第25号 松島町消防団の設置等に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第25、議案第25号松島町消防団の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） これもですがね、いいです。答え要りません。平成18年の法律64号で変わったやつ、今ですから。これも一緒にね、皆きょうはうんと出てきましたので、ひとつよろしくお願ひしたいと頭下げてきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第25号松島町消防団の設置等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第26 議第26号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（櫻井公一君） 日程第26、議案第26号宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

てを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第26号宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第27 議案第27号 指定管理者の指定について

○議長（櫻井公一君） 日程第27、議案第27号指定管理者の指定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 皆細かいことですね、老害と言われてから困るんですが、細かいことでも間違ってるのは直してもらわなきゃないと、こいなことで申し上げたいわけではありますが、松島町区区長等設置規則ですね、ここに区会という規定がないんですよ。区会という表現がない。区はある。区長を置くと。行政区長を置くと、こいなことであるんですが、区会という存在はですね、この区長等設置規則にはないんですよ。ないのに区会というふうな表現をしていいのかどうかですね。区長等設置規則の2条2、前項に規定する地区の区域は別表の地区名を掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとすると、こう松島・高城と、こうあるわけですが、区会という表現はこれにないんですが、何か別にあるんですか、定めが。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 別に定めというよりもですね、これは今回松島区会ということで今回上程させていただいたんですけれども、このほかにですね、松島区と垣の内とかあります。そのときがですね、そのときも区会ということで指定管理者をした経緯があります。同じ松島区ということでお願いするという形をとらせていただきました。期間につきましても残りの期間と、ほかの施設と同じ期間として合わせるために1年間ということでさせていただきました。

ということで名称ですね、確かにそっちのほうにはないよということなんですけれども、今ある施設についてこういうことでやっていて、なおかつ今回も新たに施設がふえたということで名称を合わせていただいたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 私は内容でなくね、区会というの存在しないんだから、だから区でないのかと。松島区でないのかと。会、区会は存在しないわけですから、規則上も何からいっても、だから松島区でないのかと。区会をつくってもいんだと思うんですよ。今地方自治法の改正でね、地縁による団体というのも今財産を取得することできるようになったわけでしょう。そうすると松島区から区会を設置することができるという設置規則を直してね、区会にすれば、その中で用地も取得できるわけです。昔は、昔って自治法の改正前はですね、町の下に下部組織は存在しないんだという考え方だったんです。そいづが自治法の改正で地縁による団体とか血縁による団体も認めますよと、自治法で認めるようになったんです。そうすると、松島区で用地取得することもできる地縁による団体になるわけでありますから、そいなふうになってきたんだと思うんです。だから、区会の存在を認めてもいいんだと思うんですよ、今。しばらくはなるんですよ、自治法の改正ってから。だから、そうしたときにそういうふうな組織の改正もしておかないと、存在しないものをですね、ここでは区会だ、こっちでは区だ、これではおかしくなりませんかと、こういうふうなことで申し上げたわけです。

内容的なもの、課長言ってるのは大体そんな考えだべなというのはわかるわけですが、組織として認めないものを組織に条例で定めることはおかしいのではないかと思うんです。そこなんです。それ以上のことは、言ってることはわかります。

○議長（櫻井公一君） 松島区と区会と。熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 区と区会の話、前にもお話がありました。確かに言われてることで私、前財務にいたとき、そういうお話を伺っております。

ただ、何回も言いますが、今回のことについては、今までの施設と合わせると、合わせたいと、そういう意味を込めて今回こういう形をさせていただきました。

ただ、今言われたように区と区会の確認、区分けというか、そういうことについては、これから少し検討させていただきたいと、整理をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 整理というか、区会というの無いということで……。今の答弁でちよっ

と回答になってない。区会がないのに区会に出すのかと。前に合わせるという、合わせさせてほしいということか。

再度答弁、熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 改めての答弁になりますが、今回の指定管理者として松島区会ということを見せていただ、提案させていただきました。今言われたご指摘ありますが、今までやってきた他の施設と合わせる意味で区会ということをお願いをしたいということでもあります。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） お願いって言われたって困るわけですよ。ないのだから。だからこういうふうに見てわかったときに、ここは松島区として直すと。直すと。そして今まで区会という表現を使ってきたんだとすれば、それも後から直すと。こういうふうに正しいものに直さなければですね、正しくないものを認めながら、認めてけろ認めてけろでは、これもおかしいわけでしょう。だからここは松島区にして、そして今まで区会というなにをしてきたんだとすれば、それも直すと。でなければこの区設置規程を、区会の存在を認めてですね、そしてやると。正しいものに直していくという姿勢が必要になってくるんでないのすか。まあそういうふうに私は思うわけですが、いかがですか。こんでもねくたっていいから区会にしたいと、こいなことですか。（「休憩」の声あり）

○議長（櫻井公一君） それでは、ここで休憩のあれが出てますので、進行上、ここで休憩をとりたいと思います。再開を2時15分といたします。

午後1時59分 休 憩

---

午後2時15分 再 開

○議長（櫻井公一君） それでは、会議を再開いたします。

9番尾口慶悦議員の質疑に対する答弁から入ります。答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際今まで各区に対して指定管理者ということで通称の呼び名、各区の区で区会ということで、ここの団体名もしてました。資料の中でも公共的団体であるということになりますと、実際町の規則とかの区ということになりますので、ここは松島区会ではなくて松島区ということで訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけございませんでした。

○議長（櫻井公一君） 議長とすれば、訂正をしたいということで処理したいと思います。よ

ろしいですか。(「はい」の声あり)

他に質疑を受けます。16番今野 章議員。

○16番(今野 章君) ちょっと参考までに教えてください。

一番最後のページの指定管理料4万6,560円ですか、これは何々計上した内容になってるのか、教えてください。

○議長(櫻井公一君) 熊谷総務課長。

○総務課長(熊谷清一君) ここはですね、電気料、水道基本料、それが今度上下のほうに、下水道のほうに直接つながるような感じになってきます。そういうことも含めてそれらの基本料金とかそういうもの、電気、それから下水道の基本料金等合わせまして4万6,000何がしということで、ここで試算しております。以上です。

○議長(櫻井公一君) 今野議員。

○16番(今野 章君) あれですか、今言った電気と上下水道料の3つだけということですね。はい、わかりました。

○議長(櫻井公一君) よろしいですか。(「はい」の声あり)

他に質疑ございますか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(櫻井公一君) 起立全員です。よって、議案第27号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第28 議第28号 松島町障がい者計画について

○議長(櫻井公一君) 日程第28、議案第28号松島町障がい者計画についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第28号松島町障がい者計画については原案のとおり可決されました。

---

日程第29 議案第29号 松島町観光振興計画について

- 議長（櫻井公一君） 日程第29、議案第29号松島町観光振興計画についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質問ございませんか。10番色川晴夫議員。

- 10番（色川晴夫君） この件につきましては、全協です、1月の28日に示されて皆さんに意見を求め、私もそのときにいい内容じゃないですかと。一生懸命頑張ってくださいと。ただ、その中では10年の流れでどこまでできるのかということも含めながら、いい計画であるために今回私もこれいいことだから賛成するという立場でありますけれども、続きまして2月の19日に観光審議会が開かれたと。メンバー、そうそうたるメンバーで、まず観光審議会、ことし何回開かれたのか。そして、その中でこの2月の19日にどんな意見が出されて、その中にどう反映されたのか、そういうことをちょっと伺いたいと思います。

- 議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

- 企画調整課長（亀井 純君） 今年度、観光審議会は2度開かれております。2度です。

それで1月19日の観光審議会、いかがな内容だったかということでございますが、全ての審議委員の皆様方にご同意を得たと。好感をもっていたいただいたということでございます。前の観光振興計画と今後の振興計画の大きな違いというのが、やはり皆さん気になっていたところございまして、一番大きな違いは一般の町民にも入っていただいて、このおもてなしをするというくだりがあるところございまして、一般の町民の皆さんにも観光に大いに参画してもらってほしいというのが要望というか、内容でございました。以上です。

- 議長（櫻井公一君） 色川議員。

- 10番（色川晴夫君） その辺、審議会の中でもですね、意見、結構じゃないですかというような意見があったということできょう示された。そういうことで一生懸命頑張っていたきたいと、こう思っておりますが、今こういうふうにはですね、松島町が今かかわってこのように観光すると。それから今企画のほうで景観やってる。それから先日も早稲田大学の先生中心に海岸公園プロジェクトということで2回、第一小学校のところやってる。さらに今商

工会のほうではですね、24年度小規模事業者地域力活性新事業全国展開支援事業ということで松島着地型観光ということをやってる。この中で商工会の中にはいっぱいあるんですけども、その中で企画運営委員会委員、この中には、この組織の中で今回これをやってみたいです。それでその構成員の中にも観光課長がお入りになって進められているということであるわけですね。これは上部団体、企画が上にあって、実質その下に検討する人たちが何かいるみたいであります。その人たち、若手の商工会人、商工観光部会みたいな海岸の人、高城の商工会、その方々たち中心に検討なされていると。そういうことで、松島町もやる、商工会も今後何か3年で出てくる、そして景観、それから公園のプロジェクト、非常にですね、こういうものがあるわけですよ。一番の上位は、この観光振興計画だとは思いますが、これから景観の今議論されている中に、この振興計画の中に入ってます。私もずっと、緑山委員もですね、参加しております。聞きにいます。

そういう中で、これ見ますと景観で進められた何かこの中に入ってる、これはいいんですけども、今後今進められている、この10年計画の中にこれでき上がったら商工会の提案ですね、提言ですね、これをどのように入っていくのかなど。そのまま商工会は商工会ですよ、そのようになるのか。その中に松島の観光課長さんも入ってるということなんです。ということは町長が了承してる、これは会議ということでもありますので、その辺の整合性というんですかね、どのような位置づけをもって考えてられるのか、ちょっとご答弁いただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） おっしゃる意味はですね、いろんな計画なり構想なりがあって、それが整合とれるんだらうかということかと思えます。整合とれるように調整をすると、していくということでございます。観光振興計画も、それから景観計画も合わせて震災復興計画、長期総合計画、いろいろありますね。そういった中には全て私も入っておりますし、それから関係する担当課長とかも入っておりますし、肝心なところで、大もとのところではですね、すっかりと根っこが一つになるような調整をしてやっております。それでよろしいでしょうか。

確かに商工会のほうはですね、商工会のほうで県の補助金でしたかね、もらってやっておりますので、直接私のほうでああせよこうせよというふうな話はございませんけれども、観光課長も入っておりますので、こちらの成果なり何なりをその場で発言してですね、全体的に向かう方向が逆な方向にとかすれ違う方向に行かないようには調整する、そういうつもりで

す。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） だと思っんです。そのようにしてほしいっんですね、やっぱり。せっかく商工会のほうで税金使っってやっってるわけっですよね。これ聞っくところによっると3年間だっと、それで国の補助事業でやるっというよっうなこっとで、でも全部100%国のほうから出るわけっじゃないよっと。初年度は8割だっと、そして最終3年目には50：50だっと、そういうこっとでね、じゃ後の残り商工会の人たち出んっのと、そういうこっとです。松島町のほうにご協力いただければ大変ありがたっいんだなっというよっうなこっとをちょっっと聞っいてるわけっでありますっが、そういう中っですっね、やっぱりこの間、今度の25年度予算にもっですっね、プレミアム400万計上なっっております。そういうこっとで町長もっですっね、商工会を応援しまっすよっという姿勢示されてるっと思います。そういう中っで各部会で検っ討されてるこっと、やはり観光、この部分っは企画は今回この3年間は確保できるっというよっうなこっとでありますっので、その辺の応援方っですっね、物心両面にとっいうお考えはどっうございませうっか。ちょっっつこれ、この質っ問、あれとはちょっっつ違っう趣旨になっりましたんっですけれっども。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに商工会に關しては25年度予算では新規にはプレミアムというこっとですけれっども、じゃ先ほっど言われた計画に對してっですっね、補助金が出なくなると、国・県っですっね、じゃ町のほうでっという話はありまっした。全体的に予算編成の中っでほかの団体、観光協会の、あとっはシルバ一人材センターも含めっですっね、商工会も含めて全体的に對前年比は削減というこっとはしてあります。でっすから、今までの事業は削減しまっすけれっども、その分を商工会では削減して同っじ金額になっってるのは、今回の3カ年の中っで25年度は出ないという分は、その分充ててほしいというこっとで、数值的には増額にはなっってませんけれっども、實際はそれ充ててほしいという気持ちで予算編成の中っで金額を確定して予算計上してあります。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） この振興計画の中っにね、ちょっっつ質っ問趣旨がちょっっつ違っってますんっですけれっども、そういうこっとでね、やはりそれぞれの立場、みんな松島町を何とかしたいという気持ちでみんなやっってる、取り組んでるわけっですよ。そういう中っでひとつっですっね、温情をもっって温かい目をもっって応援していただければと、こっう切に思っいますっので、ひとつよろしくご配慮をいただければと思っいます。以上です。

○議長（櫻井公一君） ほかに質っ疑を受けまっす。（「なし」の声あり）質っ疑なしと認めまっす。質っ疑

を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第29号松島町観光振興計画については原案のとおり可決されました。

---

### 日程第30 議案第31号 工事請負契約の変更について

○議長（櫻井公一君） 日程第30、議案第31号工事請負契約の変更についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質問ございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今回の工事請負契約なんですけれども、今度はトイレの部分増設しますと、よってお金が足りませんからというようなことであります。

実は、このことについては臨時会ですね、7月31日臨時会が行われました。半年前です。その中でいっぱい議論出ました。トイレは必要だよと、そういう中で検討し、善処したいという旨、まずそっからずっと検討して今の増設になったと思うんですけれども、どうですか。あの時点でですね、議会の総意、大体あのときは総意だったと思うんですよ。そういうことから含めてね、トイレをそこの中に、実施設計の中に入れなかったのか、500万今回こうなった、ちょっとですね、だからこの間の中学校の問題はもっと違うかもしれませんけれども、このようにですね、大きい事業で追加工事というふうになるのはあり得るかもしれませんけれども、議会でもってあらかじめこれやってくれませんかとお願ひしたのを、当初から入れられなかったのかなというふうに、そのときは実施設計もできてたというかもしれませんけれども、その辺何でこうやって今なったのでしょうか。議会の提案ですね、これ何でこうやって遅くなったのかということなんです。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 7月の31日の臨時議会の中で議会のほうからご指摘受けましてですね、トイレの増設の必要性ということで検討するよというご意見をいただきました。当初町としましてはですね、1階・2階のトイレ、これを使い分けをしながら使っていくかと

いう考え方を当初は持っておりました。2階のほうにも女子・男子のトイレもございまして、それと1階との使い分けということを検討しておりましたが、議会での指摘も受けましてですね、やはり文化ホールという形でこれからは考えていくんだというのであれば、やはりもっと増設しておかなければ、特に女性の方々は大変なんじゃないかというご質問いただきました。その点も含めまして2階のトイレが大変狭いスペースでつくってたトイレもありましたので、今回のやはり検討の結果ということであれば、やはりこれは増設をするほうが今後のホールの使い勝手にもかかわっていくことでもあるということで増設を検討させていただいて、今回の提案にさせていただいたということでございますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） だからわかったことなんですよ。議会としては。だからしなさいと、その後検討するということになって、トイレ、こうやって立派になって多くの方が使いやすいという施設でありますからいんですけれどもね、ちょっと中学校の問題あったときにね、本当ね、私は何だと、このように今思わざるを得ないんですよ。私は別に反対するものじゃないんですけれども、やっぱり議会から提案されたものをですね、やっぱり即行動に移して実施設計とかなにかに入れて発注してほしかったなど、こう思うわけございまして、その辺よろしく願いをしたいと思います。執行部のほうで、もし何かお考えありましたらよろしく申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際時間的ずれはありましたけれども、議会の皆さんからですね、たしか全員協議会、ちょっとずれてるかもしれませんが、全員協議会の中でもトイレが必要だと、今野議員さんも一斉に出てですね、どうなんだということもありまして、内部で検討してですね、もう去年にはトイレをするということでは決まっておりました。増設すると。ただ、時期的にですね、ことしの9月までということなので、ほかの施工関係の現場を見ながら今回したと。本当は確かに実設のときに変えてですね、やるべきということもあつたんですけれども、ちょっと時間的にずれはありましたけれども、議会の意見を尊重してですね、必要性を認めて今回、時期はずれましたけれどもこういう形になりました。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） わかりましたということですので。

次、尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） これもやってたんですか。実際ですね、本当に、あの時は建築基準法でだめだとかさ、というふうなことだったんですよ。建築基準法というのは最低の基準を定めただんで、そんなことないよというふうなことでおたくのほうでも検討したっけ、何も問題なかったんでしょう。そんで実施設計を組んでやらせたんですか。私ら、あそこの中に入っていくなにがないもんですからわかりませんが、その辺ちょっと。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際ですね、増設をすれば建築基準法とかいろんな制約があるということで答えたと思います。ただ、あそこの中でやりくりをしてですね、できると、やりくりという言葉があれなんですけれども、ほかの施設を置きかえてですね、別なところにするということで機能を変えてやったと、これでできるということで今回になりました。じゃ、現場やったのかということは、この間議会からも抗議文来ましたが、ああいうことがないようにですね、絶対ありませんので、現場を見ていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他に質疑を受けます。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第31号松島町工事請負契約の変更についてほ原案のとおり可決されました。

---

日程第31 議案第32号 平成24年度松島町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第31、議案第32号平成24年度松島町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質問ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それでは、9ページからちょっとお聞きをしていきます。

文書費の需用費であります。180万減額したと。当初で595万ですか、計上してるわけです

が、180万という30%ぐらいですか、これはどんな内容だったのか、事業精査ともなんともこれは書かってないんですね、ちょっと教えてください。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 9ページのところの総務費のところの文書費ですね、180万の残ということで、当初は今お話しされてましたように580万、それから最終的に450万の、印刷製本費では450万ぐらいで130万ぐらい、これは執行残ですね、見込み、要するに見込みになりますけれども、130万ぐらい、これが印刷製本に絡むものになります。

それからですね、委託料ということで今回議案でもありましたけれども、地方主権の改革への支援業務ということでやっておりました。当初268万円ほど見ておりましたんですけれども、190万でやったということで60万ぐらいですかね、ということで、これらを精査して180万ほど、180万、済みません。需用費として180万、これは執行残ということで需用費もろもろ含めて残金でございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） だから150万という大体180だと30%減額なんですよ。こんなに当初予算じゃぼじゃぼと使えるくらい予算、まあいつでも行政経費の節減をしながらですね、行政をやっていくんだと、こういうふうな文書は出すんですが、そういうふうなものなのかと、まず。執行残といえいいのかと、こいに投げておけば9月でなにされっから今3月で減額するんだと思うんですが、いいですか、だから残すんだからいんでねがというんだらば議会で何を吟味すればいいんですか。当初予算でね、みんなして一生懸命なって議員たちがですね、吟味して、そしてこんだらば執行さやっいいですよと、こいなことが予算の議決でしょう。そいづがね、30%も残んの、そいづ一生懸命なってわけわからない議論してんではないんですよ。あなたから出た内容を吟味して、これならやりなさいと、こういうふうなことで同意をするのが議決なんです。そしてそれで執行しなさいと、こいなことなんです、こんなに残るのがいいのかなと、こう思いながらですね、まあ25年度もあしたから議論するわけですが、こんなこと皆あったらね、議会で議論なんかすっこどねんですよ。あんだちやらいんと、我々報酬もらっればいいからと、こいなことになるわけですが、そうはいかないんです。議会は十分な議論をして内容を見て、そして議決する、そういうふうな責務を持ってるわけでありまして、その辺をひとつお聞きをしておきます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 最初に執行残ですけれども、ここの文書費については、主に文書、

法令関係の印刷関係になります。ということで、今回24年度の事業としての、主には印刷製本費で130万ほどになるんですけれども、思ったよりは文書法令関係のですね、事務・印刷等々に、結論からいいますと費用を要しなかったということで今回させていただいたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際当初の見込み、甘かったのではないかとことはありますけれども、実際一括法、今回分厚い資料の中で、あれがですね、本当は12月とか早い時期に出して追録を変えたいという時期だったんですけれども、実際なかなか中身を見ると時間がかかったということで、今回3月に出してですね、その後に追録があったというずれた分もあると。そういう見込み、時期の誤りもあったということなので、追録関係の印刷製本が実際大幅に見込み誤りだったということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それから需用費、さっき半分したんですが、地域主権改革ですね、これも、まあ当初予算ではですね、何々ほかになっていっぱいぼんと出るものですから、私らわかりかねるところうんとあるわけです。決算では細かく出してくるんですが、これもいきますとですね、178万5,000円当初見ていたと、そいづ75万6,000円という約40%ですか、このぐらいこれも減額になるんですよ。これも何なのかなと。我々に、議会に説明したのは何だったのかなと、そいなふうに思って質問してるわけです。おとなしく質問しますから。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 今の箇所の、その下の委託料、13節、今おっしゃられたように当初では178万5,000円、そして実際が102万9,000円、その差額分と、これはまるっきり執行額でこれだけのものになってる、4割近くが落ちてるという感じになりますけれども、実際ちょっと見ると、確かに先ほどちょっと一括法の中でもちょっと、この辺の条例の中身の松島町で見てもらっている、ぎょうせいとか第一法規、そういうところに最初標準的なもので予算を計上させていただいて、実際にやったらおのおのであって、それで4割近い100万ちょっとの額で落札をしたということでありませう。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それからですね、10ページ、諸費ですね。これはなんですか、通学路防犯灯LED交換120万7,000円減額、こいづ当初の説明では環境税を充てて150基あるうちの100基をすると、こいな私ら説明を受けたわけですが、その100基しても120万余ったというふ

うなことですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君） 確かに執行残で120万ほど落ちております。ただし、このみやぎ環境税分で315万2,000円が来ておりまして、執行額については320万だと。これを超える部分については、あと皆全て一般財源になるということで、あと25年度予算に回しておりますし、計画どおりの灯数は行っております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） あのね、24年度で150基やるやつ、まだ50基残ってたといってるわけでしょう。そして120万も余して、また来年やんだよと、ことしは120万余したんだよと、こんな予算の使い方ありますか。この工事請負であればですね、もっとしなきゃないものあんだら早くしろと、LEDにするのはなぜだかというと電気料下げるわけでしょう。早くしたらもっと下がりますよ。30%だが50%やるわけでしょう、行政側で。そういうふうなものをしないでね、そして余して執行残ですよと。来年もまた上げましたよと、予算は、それはないんじゃないですかね。予算の使い方がわからないのではないかと私は思うわけですが、いかがなものですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君） みやぎ環境税で見ている分に関しましては、全てやっております、これ以上追加工事する場合には全て一般財源になるということもございましたので、今回これでやめております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） だから早くすれば、県に言えばね、環境税で松島さこのぐらい予算やるよと、こいなことになってるわけでしょう。たしか。あっちで上がって今ごろ返されたって使い道、今度は余ったんだからって返されて残ると、これも県で今度はね、困るんじゃないですか。だからやっぱりそれは早くやって、そして工事請負費が余ったら次のものをやると、そのぐらいはね、担当者でなく町長でも行って頼めば環境税、みんな取ってるわけだから、そいづを使わせるわけだから、そういうふうなことは可能なのではなかったのかなと、こういうふうに思いまして質問してるわけです。だから予算の使い方をね、十分考えながらやっていかなければ、我々本当に何を予算審議したらいいのかわからなくなってしまうような気がしているわけです。

次にですね、地上デジタル、これ26万、当初も26万でなかったんですかね、どうなんですか

ね。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） ここにつきましては、業者とですね、業者からのほうに、業者からのほうから震災があったということと施設が新しいということで、施設の管理はしますということで全額要らないという話がありましたので、今回一応最初26万取らせていただいたんですけども、全てサービスで行っていただいたという結果で26万を落とさせていただきました。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） これもね、いつなのかわかりませんが、3月になってからね、全然使わないでゼロになったと、予算ね、執行しなかったと、これづ9月決算で必ず出てくるだろうと、こいなことで下ろしたんでねがという気がするわけですよ。いつなんですか、そいづ言われたの。今だと2年なんですよ、災害あってから。いつなんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 昨年につきましては、当初の契約の中でやってる中では工事自体がおくれまして、23年度分につきましてはなかったということで、それで一応引き継いだのがですね、途中だったんですね。24年の途中だったということがありまして半年ぐらい、期間しかないということでサービスしますということでございました。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） ちょっとおかしい処理ですね。

それから、11ページですか、復興推進費、企画で景観検討、それから津波シミュレーション、これも事業の精査とこいなことになってるわけですが、どうなんですか。こいづも報酬で32万9,000円残ったと、45万7,000円計上してんですよ。当初で。

それから、こっちは委託料は1億ですが、内容まで、「ほか」となってますので私らわからないんですが、607万7,000円残ったと、こいなことですが、これもどうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井企画調整課長。

○企画調整課長（亀井 純君） 景観計画検討委員会のほうを答えさせていただきます。

当初6回か7回開催予定だったはずなんですけど、7月に景観の素案ということで全員協議会で皆さんにお示したように、それから説明会を開催しました。都合16回やったということで、今回住民勉強会を優先したために委員会開催を2回になってると、委員会開催が2回になっているということで減額補正させていただいたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） それでは、委託料の607万7,000円、この内容について説明させていただきます。

この中に事業大きく2つございます。1つは津波シミュレーションでございまして、これは1,200万円の予算でございました。契約が624万7,500円で請負契約締結できたということで、この残金575万2,000円を、575万2,000円を減額したということでございます。

あと、もう1つは松島地区と復興まちづくり計画策定業務です。これは8,800万円の予算に対しまして契約額が8,767万5,000円ということで32万5,000円の請け差が出たと、両方ともこの請け差の2つの合計で607万7,000円の減額ということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 報酬にしてもね、当初このぐらいしたんだけど何なんだと、今なっ出てきてね、私らさ出てくる提案理由では事業の精査だ事業の精査って出てくるわけです、皆。事業の精査よりも当初計画した計画ができなかったと、こいなことをね、書くべきなんじゃないですか。実際にそうだとすれば。いいですか。事業のね、こいなごとやりますよって町長が施政方針述べるわけですよ。そのとおりにやれなかったわけですから、まずね。報酬でも何でもね。やれなかったら、こういうふうな理由でやれなかったと、だから事業費が残ったんだと素直にやっぱり認めるべきなような気がするわけですよ。でなかったら、事業の精査で皆終わってしまう。そうずっと議会は何を本当に論じたらいいのかというふうな、何回も言うようになるんですが、そいなことになってしまうだろうと、こう思うわけでありませう。

それから、仮庁舎整備費、この委託料、これも24年の12月14日で補正2,600万、これも700万残る、26.4%不用額だと、こういうふうなことなんです。今入札だからほとんどかなりいいパーセントで落札してるわけだと思んですが、これも余計な予算出してんのではないのかなと、こいづも精査っていつてんですよ。町長ね、まあ町長書くんでないからわがねべげんともね、提案理由はそうなんです。これも精査なのかなと、こういうふうに思うわけですが、いかがなものでですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） これは700万の減額でありますけれども、当初12月補正では今お話しあった2,600万、これの契約が1,890万ということでございます。これはですね、入札して、設計額がほぼ2,600万に近い額であります。最低制限価格のところ落札をしたということで

こういう700万の今回減額ということであります。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それからですね、少し飛ばしていきますが、保健福祉センターの14ページですか、燃料費、需用費、ここの説明ではですね、燃料単価の高騰の影響があると、こういうふうなことがあるんですが、ここの課だけがね、燃料単価の増嵩になったんでしょうか。いいですか。役場で皆総務課からなにかから皆燃料使ってるわけでしょう。ここの課のやつは、この提案理由にそう書かってんですよ。そう書かってんです。燃料単価の増嵩によると、ここだけが燃料単価の増嵩になったんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 毎年ですね、この燃料費、この時期になりますとですね、いつでも不足しましてですね、毎年は補正対応ではなくてですね、いろいろほかのほうから執行で変更してきたわけなんですけれども、今回はちょっと余りにも金額が不足するというところで、燃料費、灯油につきましては、ご存じのとおり当初は88円でスタートしたわけなんですけれども、その後91円、それから93円、95円……（「細かいところはいいです」の声あり）交渉して、上がっておりますので、そういう関係で今回320万ほど補正をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） ここだから予算の査定をするときには、どこの課は何百リッター使うよと、私は悪く解釈して、需用費の中だからほかのやつどんどん使って、そしてなくなったから燃料費として上げると、こいなことだと思ったんですよ。でなければ総務課でね、暖房の費用、暖房のなにはどのぐらい油使うと、中央公民館はどのぐらい油使うと、そいつに単価掛けてですね、そしてやって、そしてあとはこいな燃料費の増嵩であればほかの課も燃料費の増嵩が出てくると、こいなことであればわかるわけですよ。だからそいなふうにはですね、予算の編成のときには考えてほしいと、これはお願いしておきますから。

それからですね、児童福祉費の、これはちょっとお聞きしないとわからないんですが、工事請負費、震災復興交付金事業で採択されたことに伴う事業組み替えでだと、こいなことで376万7,000円減額してんですが、何ページにこいつ入ってんでしょうかね。この震災復興事業に採択された事業として何ページに入られるんですか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） これは今回の補正じゃなくですね、12月の補正においてですね、

本郷地区の災害広場、それから磯崎地区の災害公営住宅関係の公園ということで、そのとき12月にですね、交付金事業で採択されたわけで、今回それらに伴って今回減額したところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） これもですね、財務課長、ひとつ考えてももらいたいんですが、こっちで12月、片一方で採択されたんだよ、だから要らなくなったんで、はっきりしてるわけでしょう。そいつ、まあ財務課長のほうさ来ないんだと思うんですが、そしてね、今なつたらば復興事業で来たから減額すんだよと、予算の取り方がちぐはぐになってるような気がしてならないんです。だから、各課長さんに指示をするときにもですね、関連あるものは一緒に出せと、こういうふうにならないとですね、おかしくなるのではないかなと。私ら補正予算ときはこいつだけしか見ないわけです、常には。いいですか。だから、そうしてくっとね、ごさ何もねえのに復興事業だなんて書いてるわけですね、おかしいのではないかと。これも注意をしておいてほしいと、こういうふうに思います。

それから、予防費であります、これも委託料800万減額、説明では健康診査の精査というふうなことで、こいつも決算で出てくっと住民健康診断で何ぼだよ何ぼだよというようなことで目標値60%なら60%、70%なら70%と立ててると思うんですよ。そいつによらなかつたと、そごにまで到達しなかつたと、こいなことであればですね、ただ事業の精査ではなくて本来本気になってやればもう少し伸びるかもしれない、でなかつたらば予算の組み方でおかしかったかもしれない、こいなことがないとですね、800万もですから、どんどんどん健康診断事業でもさせたらね、いいのではないかなと、こう私は思うわけですが、この辺も十分お考えになってですね、整理をしてほしいと、こういうふうに思います。

それから、これも16ページの環境衛生費であります、委託料ですね、再生可能エネルギー導入実施設計業務委託料、6月補正で450万取ったんです、これ。中学校と福祉センターだと、そしたら228万4,000円余りましたと、こいなことではありますが、これもいかなもんでしょかね。今3月になんねげればわがんながったのかどうかですね、事業ね。

○議長（櫻井公一君） 答弁求めます。阿部危機管理監。

○危機管理監（阿部祐一君） 450万で予算化しましたが、執行額が221万5,500円だということで245万4,000円減額するわけですが、今の時期に補正するというのは、設計等が確実に組み上がってから、それで確定させて補正したために3月になったわけですが、以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 設計ってね、工事すんだがら設計がもっと早くできるんじゃないですか。今設計変更あつかもかもしれないから残してたんですか。でなければ、設計させた段階でわかるわけでしょう、まずね。だからそういうふうなことであればそういうふうなときには早く減額なり何なりの措置をして、予算余ったら別なところに使うと、議決をもらって使うと、こいな姿勢がなければ、予算は単年度収支ですから、いいですか、単年度収支ですから、予算余れば次の何かをしなければならぬわけですね。できるわけですね。金がない金がないっていつこどねえわけですから、そういうふうな対応を十分してほしいと思います。

それから、19節の負担金補助及び交付金、これもですね、当初で828万円取ったんです。563万2,000円も残してる。これも事業の精査っていつてんですよ。余ったらですね、もっとさせとごがあるのではないかと、こういうふうにするわけですが、これもいかがなものですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） これにつきましては、6月ですね、震災復興での解体が大分進んでると、そして新規の住宅再建あるいは改造が進むということで補正をさせていただきました。それが当初、当初ですね、20件で予算化しておりましたけれども、6月で35件を足しまして55件で補正をさせていただいたわけですねけれども、その後申請の経過を踏まえまして、最終的には43基で大体平成24年度を完了したいということで、今回補正をさせていただきました。以上です。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） だから余ったら何人槽で補助単価も違うんだと思うんですが、余った分で何人槽ぐらいで何人分ぐらいできると思ったら少し宣伝をしてですね、そしてふやすべきなのではないかと。また来年も再来年も実施計画ですと100年も続いていくんでしょ、あいつ。浄化槽の設置補助、設置補助ですね。だから、それを次に備えて前のやつを前倒ししてもらおうと、こういうふうな、まあ滑川にいきましたらどんどんどんどん1つの部落を皆なにしてんですよ。私は政務調査費取らないので実費で行ってきたんですが、いいですか、滑川なんかそうやってんです。町長は何回も行ってちゅうから聞いてっと思うんだけど、そういうふうなことまでしてんですよ。だからね、やっぱりこんなに余すんでねぐ予算取ったら取ったぐらい何基か多く使いたいと、こういうふうな努力をしなければならぬのではないかなと、こういうふうな思いますんでですね、丹野所長大変ご苦労さんだったし、3月に終わんのにはですね、来年のことを言っても話にならないと思いますから後でいいんですが、

次の人に引き継ぎますがですね、そいなふうにしてほしいなど。

それから皆なんです、公害対策費、自動車騒音と環境騒音、これもですね、65万1,000円当初で取ったと、23万1,000円も残った、かなりの額になるわけでありましたが、これらもおかしいというふうに指摘をしておきます。

それからですね、町長の報告にこれもあるんですが、17ページの清掃費、塵芥処理費、ペットボトル・プラスチック包装の配分金の増と、それから資源物の売り払い単価の増、負担金だから減ったと、こういうふうにあるわけでありましたが、町長の説明にですね。町長、当初予算の説明ではですね、事務組合のやつは全然何も言ってないんですよ。町長は管理者だから議会の、あれば議会の宮城東部とか消防とか環境の議員が報告をしますが、報告の前に町長は管理者としてね、提案理由をしなければならないのではないかと。管理者ですから。松島町の予算出すのと同じですから。松島町がこういうふうなことをやりましたよと、こいななにをですね、説明をする必要があるのではないかなと、こういうふうに思いますんでですね、これもそういうふうに、ことしの予算にも当初予算の町長説明にも全くないと、こういうふうなことを指摘しておきたい。

それから労働諸費、勤労青少年ホーム、こいづも99万3,000円当初で予算を措置してるわけですが、55万も残ったと。どうなんですか。パーソナルコンピュータリース料。

○議長（櫻井公一君） 答弁、櫻井教育課長。

○社会教育課長（櫻井光之君） 勤労青少年ホームのコンピューター部屋のリース料なんですけれども、機器に関しまして更新をしようということで予定しましたけれども、メーカー側と協議をさせていただきまして1年間再リース可能という回答いただきましたので、再リースをさせていただいたことによる減額でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） こいづも実績っていつてるんでしょう。実績ならね、再リースの契約をしたら余るわけですよ、早く。そしたら別なところに予算使えるわけですよ、松島町として。だからそういうふうなのもですね、十分考えながら予算というのは立てなければならない。財務課長のところばりいくわけですが、財務課長のところに皆そうやって寄っていかなくやねえわけですよ。そいづいがねでね、最後になってから実績だの事業精査によると、こいなふうになって出てくる、3月にしなければ本当に9月でね、議論の話題にされると、こいなことになるんだと思うんでありますが、そういうのもですね、今後十分気をつけていただきたいと。

それから林業費、18ページですが、財源の更正してるわけでありましたが、これはなんですか、補助基準でも変わったんですか。林業費。133万1,000円、県支出金が減って一般財源出しますよと、当初予算では133万1,000円入ったやつで出てるわけでありましたが……。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 133万1,000円に関しましては、松くい虫の伐倒駆除、それから地上散布、樹幹注入の事業が確定したことによりまして補助金、補助の額が確定したことによりまして今回の補正となっております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 9月にもですね、ヘリ機材流出だというんで250万減額してんですよ。9月のときも。9月もしてるでしょう。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 9月の補正につきましては、空中、空散、空中散布ですね、それが今年度できないということがありましたので、9月の部分につきましては、空散の部分で減額させていただいております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） だから2回も3回もね、同じところ、同じ補助をしてる団体がですね、9月にもした、まただ、まただってやるんですか。これはね、事務的な私はミスだと思ってるんですよ。まあ2回も3回もですからね、そういうふうにならないようにしてほしいと思います。

それから水産業費であります、負担金で牡蠣死滅対策事業補助金、これ支所からの委託、これは満額ですか。要望額が満額ですか。まあ死滅大変だと、死滅だから大変だと、こいにっているわけでね、私も補助するのはやぶさかでないと思うんでありますが、精査をして減額したりなんたりしてんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際11月にですね、支所のほうから要望が来たということで、その後今の時期、何で今の時期だというのもありますけれども、支所ともいろいろ話をしてですね、こういう形でということで減額とか増額という話ではなくて、この金額でということでお互い相整って今回補正をしたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） だかね、死滅対策であればずっと前から松島湾のやつは死滅だ死滅って

いってるわけでしょう。だから支所からも早く上がってきたんだと思うんですよ。そしたらもっと早く措置してよかったのではないかと、いいがら出しておがいんと、おらほがらやつからというようなことなんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 適正な数値をつくんないと、尾口議員さんから後で適当につけたのではないかということもあったんで、支所とですね、協議を何回も重ねて今回の時期になったということです。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） だからこいなのはですね、補助金というのはそんときに使いたいときにやるのが一番なんですよ。そいづね、後からやっぺど思ってたんですってね、それではだめなんですよ。使いたいときにやるのが補助金の出し方なんです。そいなことを徹底してほしいと、こういうふうに思います。

それからですね、21ページ、被災住宅再建事業費2,520万当初予算で計上して1,590万要らねがったと。これもですね、今野議員だのなんだのからいろいろもう少し整備するのに金をおあげしたらいんでねがとかっていろいろ出たわけではありますが、利用者が使いづらい補助金なのではないかと、こいに思うわけですが、ああいがつたいがつて言ってるんですか。この補助金1,000万ばり使ったわけですが、1,500万余ってんですよ。これはどうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 被災住宅、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） これは、この事業といたしましては、もうご存じのとおり10万と5万円ということで、一部損壊を受けた方に対しての補助ということでございまして、24年度につきましては、今現在2月末で合わせて54件なんですね。450万ということでなりますので、23年と合わせますと128件で1,050万ということで、残りの分ですね、3月いっぱいどれくらいできるかということを一応勘案しますと、見込みがですね、これくらい残ってしまうということだろうということで1,590万を一応落とさしていただいたということですね。ご本人の方たちは、やっぱり幾らでも補助いただきたいということで来ましたので、足し前にはなるだろうというふうには考えております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 一部損壊でですね、こいづ一部損壊は出せない町長言ってきたんですよ。議会側からなににして一部損壊も出さないと、こいなことで上げたわけでしょう。だからその一部損壊の補助のね、使い道、そういうふうなのが厳しかったのではないかと、こん

に余っどごみたらね、もっと直さなきゃない人たちがいるのではないかなと、こういうふう  
に思うわけでありますが、これも補助基準みたいなものをやわらげてですね、もう少し使い  
やすいものにしたらよいのではないかなと。

それからこれもですが、19節の負担金、住宅環境整備費、宅地かさ上げ等事業補助金、これ  
もですね、徹底していないのではないかと。1,924万も残ってるわけです。これはどうなんで  
すか。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） これにつきましては、9月補正で議決をいただいた予算でご  
ざいまして、10月から実施をさせていただいております。当初は40件、上限100万の事業でご  
ざいますので、40件を想定して4,000万の予算ということで計上させていただいております。

今までの経過、ちょっとお話しさせていただきたいんですけれども、今まで44件の相談を受  
け付けしております。このうち、現在は7件を補助対象とさせていただいております。金額  
につきましては575万9,000円の支出が決定しております。これ以外ですね、基準を満たし  
ていないために10件が対象外の説明をし、申請された方には理解を得ているという状況でご  
ざいます。また、年度内につきましては、補助対象可能と見込める相談が現在15件ほどござ  
います。この分を超える予算について今回補正減とさせていただくものでございます。

なお、この事業は29年度まで継続する事業でございます。ちょっとPR不足等の懸念もされ  
てると思いますが、実は町内巡回にて対象となる住宅をリサーチするという作業も実施し  
ておりますし、あと定住促進補助金制度と連動する部分がございますため、担当者がおのお  
の連携して進めさせていただいてるということもございます。広報でのPRにつきましては、  
10月と1月に実施しておりまして、またインターネットで周知をさせていただいてるという  
状況でございます。また、申請がおくれている対象者も中にございます。これらの方々につ  
いては、直接電話で確認しております。あとは現地確認後、申請のための必要書類がなかなか  
業者から、これは業者さんが多忙だということの事情だと思っておりますけれども、時間がかか  
っていることもちょっと確認されております。この辺については、なおですね、年度内の執  
行が極力速やかにいくように継続してまた努力を続けていきたいということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） あのね、電話で確認したりインターネットに入れたり、わからない人い  
っぱいいるわけですよ。私らみたいなのは何もわがんねわけですから、わがんね人たちいっ  
ぱいいてですね、そして補助金あんだがなんだがもわがんね、そういうふうな人たちいっば

いるわけです。だからそういうふうな人たちに愛の手を差し伸べてやんのが大橋町政の本当は仕事でないかと思ってんですよ。私は一般質問でしてんですが、ロイヤルホテルにね、本当に役場が一生懸命なってますね、あの一件のために何十回と行ったり来たりですね、してんですよ。そいづね、こんなに残してインターネットでやってんだ、文書やってんだ、何してんだって、これはね、そいなやり方がね、徹底してない。そいな人たちは、ひどい人たちは案外そいなところもわがんですねですよ。わがならないがらわがるように説明をして、そしてサービスをするというのが行政の仕事だと思うんです、私。そういうふうなことで質問をさせていただきました。

こんで終わりますがですね、ああもう1つあります。8ページの歳入で雑入にね、観光振興計画に充当したと、こいにあるわけでありましたが、寄附金ですか、こいづ、8ページ、これはどこに入ったんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長（亀井 純君） 雑入の財団法人宮城県市町村振興協会市町村交付金424万、これが19ページの観光費のほうに、その他財源ということで充当されております。（「何ページ」の声あり）19ページでございます。（「19」の声あり）19ページ、3目観光費のところ……（「この424万、ここの中に、これに入ったと」の声あり）そうです。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） これに入って、ああ一般財源をそして減らしたと。この入った分一般財源減らしたと。これこそね、観光振興計画をつくるなにしてんあれば観光費の中に入れてね、こいなのもらったから、もらった分こっち減らすんだよと、これではね、もらったなにの有効活用にはなんねんですよ。もらったのは別、別枠なんだから、そんなときにはもらったやつを入れて、もっといいものをつくっていくと、こいなことにならないですね、これはおかしいのではないかと。これも財政上の問題だと思うんですよ。出すべと思ってただけでももらったから余ったんだやと、だからこいづ差っ引くんだよと、これではね、本当にくれた人が泣きますよ。今まで町費でみっと思ったんだけれども、こつつがらもらったがらね、町費使わないでいがったやというようなことですから。

まあそういうふうなことでですね、町長ね、町長に、今度は町長にです。町長ね、予算の使い方というのはそういうもんだと。3月になってからこんなにおろして、事業の精査だ、事業の精査だといっておろす、これはおかしいよと、財政運営上おかしいよと、こういうふうなことでありますから、町長は十分にですね、町長は経営者でありますから、松島町の社長

と同じなんです。だから社長さんわがんねどこでね、部下が皆やってると、これではおかしいわけですね、十分お考えをいただいて処理していただきたい、これは町長に頭を下げてお願いを申し上げます。ひとつよろしくお願ひしたいと。

○議長（櫻井公一君） それでは、その他質疑ございますか。（発言者あり）

それでは、今野議員の質疑を受けます前に休憩をとりたいと思います。再開は3時35分いたします。

午後3時24分 休 憩

---

午後3時35分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

それでは、今野 章議員の質疑を受けます。

○16番（今野 章君） 15ページですね、児童福祉費のいわゆるこの人件費の部分ですね、給料で157万5,000円と手当で59万2,000円、共済で40万、賃金の関係で221万ということで全部減額なってるんですが、その内容についてお聞かせをいただきたいということでありませう。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 給料から共済費につきましては、保育士の方がですね、8月に出産されまして、その後育休ということになりましたので、保育士1名ですね、給料等に係る分を減額したところでございませう。

それから、賃金につきまして、臨時保育士、それから臨時調理員の方ですね、賃金計上していたわけなんですけれども、結果的には募集はするものですね、年間通じて予算額に対する人数が集まらなかったということで、あと中には臨時調理師さんのほうで採用はしたものの途中でやめられた、そしてその後なかなか見つからなかったと、そのような理由で賃金は今回減額補正させていただいたところでございませう。以上でございませう。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） そうしますとあれですか、町のほうで考えていたほど余裕がある保育にはならなかったということになるんでしょうか。保育士さんの関係でいくとなかなか集まらなかったと、臨時保育士さん集まらなかったということですので、計画していたようには保育ができなかったということになったのかどうかですね、その辺はどうなんんでしょうか。それから調理の関係も集まらなかったのがあると、途中でやめた人もいるということなので、その辺での業務の内容に支障は来さなかったのかですね。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 一日保育士については、結果的には10人募集のところ10人応募ありまして、この辺は結果的には支障はなかったんですけども、半日保育士でございますけれども、7人募集のところ6名ということで1人減だったわけです。それから、調理員については6人募集のところ1名減ということで、やっぱり少ない部分はそれぞれで正職員の方で対応せざるを得なかったということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） これはやっぱり予定どおり募集ができなかった要因というのはどこにあるというふうに考えておられるんですか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 臨時の調理員については、ちょっとこれなかなかちょっと答えが出ないわけなんですけれども、保育士については、やっぱり値段的な単価もいろいろあるのかなと思うんです。やっぱりうちらほうもですね、毎年それなりの時間給を単価はアップしてるところなんですけれども、先日どごだかの町でもですね、25年度の8人募集して応募ゼロというような状況で、なかなかその辺は保育士の募集がなかなか難しいのかなと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） どうしても保育所自体が足りないと、都市部ではですね、特にね、いうことで、そういう都市部を中心に保母さんというんですかね、保育士さんの皆さん方も集中していくと。田舎のところにはね、保育士がどうしても少なくなってくるという状況もあると思いますし、それに拍車かけてね、やっぱり時間当たりの報酬がというか、賃金が小さいということなんかもあって非常に集まりにくいという状況が私はこれからも続くんじゃないかと思うんですよ。ぜひですね、そういう点ではやはり身分的にも安定する正職をふやしていくということが大事だと思っていますので、ぜひそういう検討もですね、今後もよろしくお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、次にですが、さっきのカキの死滅のところがあったのは何ページ、16ページ、15ページですね。まず15ページ……（「18ページ」の声あり）そうですね。18ですね。18で、この林業振興のところ、これ財源更正ということでやっているんですが、毎年度何ていうんですかね、大体この林業費関係では減額しているという感じがするんですね。予算どおりにやっていないかなというような気がしてならないんですけども、何度も言いますけれども、

私は松が赤くなっちゃって本当にこれで松島の松大丈夫なのかなと、さっきの観光振興計画ですか、そのときも申し上げて計画の中にもね、地域の連携というような言葉も入れていただいたということだったわけではありますが、非常に松がいろんなところで赤くなってる。この間も七ヶ浜の多聞山に登って見たんですが、あそこから見える島なんかもですね、もうかなりあっちこっち赤くなったりとかですね、塩釜から松島に向かってきても須賀の海岸だとか浜田の海岸、非常に赤くなってます。松島に入る時点でも町内でもですね、大きな歴史のありそうな松がどんどん赤くなってきてるという思いがしてならないんですね。同時にあその雁金森のところから見える島ですね。カモメが営巣して、これも松を枯らしているという状況がいっぱいあるわけなので、何とかしてですね、この松島の緑を守る方策というのをやっぱり考えていかなくちゃいけないんじゃないかと。それとも幾ら防除しても、もうだめなんだということなのかですね、その辺も含めてこの松くい虫の防除についてね、やはりもっと本気になっていうか、積極的に考えないとだめなのではないかというふうに思うので、その辺についてですね、県や関係市町村と連携してというだけでない何か考え方がもう少しないのかというふうにお聞きをしたいわけです。いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 松くい虫につきましては、大変県が管理する中でこちらで情報提供をする中で県のほうの残念ながら予算がないという形になってしまうことも多々ありました。今回の減額に関しましても、県の補助の額が確定したことによって今回減をしておるところはあるんですけども、こちらといたしましては、町としましては、被害状況を県のほうにいち早く伝えているという、そういう情報の提供は行ってはいます。

ただ、県の回答に関しましては、残念ながらやっぱり予算がなくて対応できかねるという返事も何回か受けている状況にあります。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） まあ松島そのものは県立公園なわけですからね、この松島の緑、松をやっぱり守ると責任もやっぱり県に十分にあるというふうに私は思うんですね。ですから、県が金がないなんていうことをいってられないんじゃないかと、しかも観光立県なんでしょう。宮城県もね。だとすれば、この松島の緑を守る責任というのは非常に大きいというふうに思いますので、ぜひですね、これ本当に深刻だなと思うんですね。太い木が真っ赤になってるんですよ。それでね、どうするのか。町長ね、もう少しその辺ね、県との関係で打開策が本当にないのかどうか、ひとつお伺いしたいのと、それから現状松枯れになって伐倒もしなく

ちやいけない木なども相当出てくるのではないかというふうに思うんですが、その辺については時間を置かずにやっぱり伐倒駆除するということが大事なんでないかと思うんですね。もう枯れてるよというふうになった時点で、もうすぐ伐倒できるというふうにしていかないと多分これは広がっていくだろうと思うので、そういう取り組みというのが実際されてないんでないかと思うんで、その辺の伐倒駆除の仕方の問題というのではないのかどうかですね、その辺についても伺いをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 松くい対策につきましては、全国の中でも宮城県の松島に対する取り組みというのは上のほうなんじゃないかというふうに私は思ってます、特に西日本のほうに行きますとね、ほとんど投げっぱなしというようなことなんです、こと松島に関しては松島町を中心とした自治体に対して県も補助しているということは、まずあるんだろうなというふうに思ってます。

で、ただそれでも枯れる松があるということで、このままのペースだと危ないんでないかというふうなご指摘だというふうに思います。

で、そうですね、これまでもですね、県としても虫に食われないような松とかですね、やってるよやってるよというふうな話は聞いてるんですが、その辺ですね、もう1回少し考え方をですね、もう1回最初に戻してちょっと県のほうと話してみたいなというふうに思ってます。具体的な策ということになると、実は私もわからないところもありまして、恐らく県のほうでも専門家にもいろいろ聞いてやってるんだろうとは思いますが、効果的な対策というか特効薬みたいなものはないのかなというふうに思いますが、なおですね、今のお話を踏まえまして、ちょっと今後これまで以上にちょっと検討してみたいなというふうに思います。

（「伐倒の件」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 伐倒の件、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 伐倒駆除に関しましては、業務委託という形で業者に委託をする形になります。これも情報の早いやりとりという形になってくると思いますので、業者と連携をとりながら早期な対応をしていかなければいけないと思ってます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） どういうふうにしたらいいのかというのは、本当になかなかね、思い浮かばないという側面はあるのかなと。だからこそ現地をよく県の方々やなんかにも見ていただいて、どんな対策が講じられるのかということも一緒になって考えていただくということ

が、まず大事なのかなという気がするんです。どうもね、現場にいないと本気にならないとか、これは大体人間というのは大体そんなもんですから、ぜひ見ていただいて、そしてやっぱり本気になってこの松枯れの問題をですね、考えてもらうということが大事ではないかと思うんです。これは松島観光にとっては、もう大事な松なわけですからね。

ただ、抵抗性松ということで植えてますけれども、あれはクロマツですよ、たしかね。あれアカマツなんですかね。前私植えたときはクロマツなんじゃないなって植えたことあるんですが、ちょっとそれもう1点確認しておきたいと思います。

それから、その後ですね、カキの問題なんです、死滅対策ということで270万の補助金出たということなんです、補助金の内容ですね、どんな形で出すということになっているのかどうかですね、これで本当に少くないのかなと。私今聞いてきたら私思ったよりはずっとカキをやってる方は少ないということだったわけですけども、それにしても1件、1世帯割にずっとそんなに大きい金額でもないなというような思いがして聞きました。やはりですね、松島湾の特産中の特産ですよ、これはね。これで売り出しをしてるわけですから、カキ小屋だってカキをね、いっぱい食べてもらうよとかも含めてですね、やってるわけですから、この松島の特産をどういうふうに支えるのかということは非常に大事な課題だと思うんです。そこに対してカキを生産してる皆さんが本気になってもう1回再生しようという気持ちになってもらうと、ここが私ほうんと大事なことだと思うんです。そこを行政がどれだけ支援できるのかということが大事だと思うので、これでは本当に少ないのではないかという気がするんですが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） それでは、初めに抵抗性松はアカマツかクロマツかということだったんですが、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 抵抗性松につきましてはアカマツですということです。

○議長（櫻井公一君） それでは、カキの補助金について、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） カキの関係ですけども、11月に陳情いただいてですね、島といろいろ支所とも話したという中で、ある程度少ないか多いかということで金額的なずれというのは何十万単位のずれということで、そのとき思ったのはですね。そういうことなので法外に差があったということではなくて、それをうちのほうはやっぱり適正に、まあスピードが足らなかったのはありますけれども、そういう数値で算定ですね、ある程度見て、何十万単位の差だけということで、少ないのは、多ければ多いほどいいと、実際3.11の後にですね、カキの被害があったと、今回また被害があったということでダブルパンチということもある

んで、そういうことありますけれども、今回は大幅に減額したとかそういうつもりはありません。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） ちょっと今お話し聞いてて何々に対してどういう割合で出したのかとかかっていうお答えなかったの、そのところもう1回お願いしたいということと、それから一応カキの死滅の問題についてはね、海水の高温化による死滅ではないかと、こういうふうにいってるわけですね。しかし、実際にやっておられる皆さんにいわせれば、いろんな諸説唱えてる方がいらっしゃると、こういうことなわけです。で、この海水の高温そのものもことしも起きないとは限らないし、この高温が本当に原因なのかという調査は本当にしたのかどうかですね、その辺の問題も私はあるのかなと。カキの死滅の本当の原因は一体どこにあるのかという、本当の調査をしたのかということもあると思うんですが、その辺についてはどうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 原因の高温ではないかということなんですけれども、仙台地方振興事務所の塩釜の水産漁業部のほうとお話をした中でですね、やっぱり考えれるのは3度から4度くらいの海水温が上がったというのが、一番の原因ではないでしょうか。今後の原因究明につきましては、その協力をしながらというお話は何っておりますけれども、一番の原因とすれば、やっぱり水温が上がった。それから、雨が少なく雨が降ることによって水温を下げることができたんですけれども、雨が少なかったのも1つの原因と考えられますということでした。

○議長（櫻井公一君） それでは根拠ですね、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際ですね、漁協のほうから、支所のほうからの話では、実際県のほうにコウシリョウ関係が500万、500数万ですけれども、今まですと固定の金額だったと、見直しかけてアノタなのかとですね、そういう形でいうことで、今減額なってますけれども、それに対して宮城県の漁協のほうでは、今回高温の被害もあったということで、その分は半分を免除しますということがあったと、それに見合う分ということで、うちのほうもそれに近い形で、個人にやるのではなくて支所のほうにという形で今回の金額の算定の基礎となりました。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） そうすると、県漁協と町とで合わせて100になるということいいんで

すか。そこのところ一つね。それから、原因のほうなんです、高温という話、これはまあ県のほうの考え方としてね、調査、水温調査やなんかをやられて、そういう結果だというのはわかるんですが、長年漁業に携わってる人は、いやそうではないんでないのかという方々もいらっしゃるわけですね。ですから、そういうところからするともう少し慎重に、この原因というものについて究明してみようということも私は必要なのではないかというふうに思ってるんですよ。ことし例えば海水温上がらないで、余り上がらないでことしのような状況が出る可能性だってあるわけですね。まだ。そういうことからするとね。ですからもっともそういう点では慎重に原因究明ということがあってもいいのではないかというような気がするんですが、どんなもんなんでしょうか。実際に漁業やってらっしゃる方の中にそういう疑問を呈してらっしゃる方がいるという点でね、私はどうも県のほうの出した答えがですね、どうなのかなという気がしてならないので、そういうお話を申し上げてるわけですが、いかがでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際はですね、100%ではありません。96.5%でございます。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 原因究明の話ですけれども、これは私も複数の漁業関係者の方からお聞きしてですね、必ず高温だけ、必ずしも高温のせいだけではないんじゃないかというふうなところも結構根強くあるんです。高温のせいだというふうに言ってる方々の中でもね、高温だけだっていってるわけではないんですよ、実はね。松島湾で津波があって湾内環境が相当変わったせいもあるんじゃないかとかですね、あとさっき言った川の水の話が、川の水から来る栄養分の話であったりとかするので、恐らく複合した原因でこういう事態が発生したのではないのかなというふうには推察されます。

ただ、私どもも余り専門家でもないですし、やはりそういう点では我々行政としては県のですね、担当の部局の話を信頼するというか、そういったスタンスですし、また漁業関係者の中でもですね、いろんな複雑なところはあろうが、大体一番の大きな原因でまず説明をしておかなくちゃいかんだろうと。もしか次の年もですね、似たようなことであればまた考えますけれども、とにかくそれに対する手だてというのが、地球の温度下げるとかですね、川の雨の量をふやすとかっていうことはできないわけですので、まずはですね、状況に対しての手当てをしておいて、あと次の年度の様子を見ていこうかなというような立場を漁業関係者の大方の方々考えておられますので、我々としてもそうだろうなというふうに理解したとこ

ろです。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 大体わからないわけではないんですが、ただ結局例えばことしもそうだったということになれば、大体カキの養殖自体を続けることが困難になってくるんだろうなというふうに私は思うんですよ。ですから、本当にその原因の究明ということについてね、県の言うとおりにかもしれないし、そうじゃないかもしれない。わからないんですよ。実際。ただ、私は現場でやってる皆さんがいろいろな異論唱えているということを含め、もう少し重く受けとめて、その対処方針を町として考える必要があるんじゃないかというふうに思うんです。行政だから、県のほうでそう言ってるからそんなもんだらうと。それもわからないわけではないんですが、町としてはやっぱり現場の、実際にこの養殖に携わってる皆さん方の声を大事にしてですね、その声に対して応えるという姿勢が私は大事じゃないかと、こう思ったのでね、今お話をさせていただいてるんです。

どうも今の話を聞いてるとね、やっぱり行政から来て、それ以上のことないでしょうと、こういうふうに聞こえてしまうので、そういう点ではもっと耳傾けていく必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 私も漁業関係者の方いろんな方とおつき合っておりますね、お互いに主張点が違ったりなんかするわけなんです。私は県の言うことそのまま丸飲みしてるわけではなくて、実は漁業関係者の方々のいろんなお話を聞いてですね、その中で判断したいなと思ってるんですが、肝心な部分で大きく異論が、論議がね、すれ違ってるところもありますので、そういったのを重要視してものは考えているということでご理解いただきたいと思います。あの方あの方あの方の意見を聞いておりますので、はい。

○議長（櫻井公一君） それでは、ほかに。14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 11ページです。仮庁舎建設の整備事業の中で委託料が、これ減額なってるわけですが、この委託料がもう既に補正でなってたわけですが、減額したのは執行残だらうと思うんですが、この委託に当たっても実施設計に入りも進んでいるだらうと思います。そうすると用地、実際に使う用地というのが、もう決定されたんだらうと思いますが、実際に使う広さ、土地等についての賃貸は最終的に契約はされたのでしょうか、伺います。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 賃貸、土地の、仮設庁舎の移転先の賃貸について、どうなってるかということなんですけれども、これにつきましては、土地の持ち主と賃貸について今事前協議やってまして、大枠で基本的にオーケー、内容等含めてですね、オーケーということで、今の予定でいろんな賃貸契約のやりとりをお互いやりとりかけてます。お互いに確認、前段は思ってます。最終でやりまして、一応今の予定では3月11日、予定です。に、おのおので賃貸契約を結ぶと、その日付をもって進むという予定であります。内容も最終的に確認終わりましたお互いによろしいでしょうとなりましたので、その日をもって、遠いのです書類が郵送とかなんかになりますので、ちょっと日にちはその辺とらせていただいているということでご理解いただきたいと思います。（「金額」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 金額だそうです。取り決め等の金額は。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際12月補正して今までかかったのは、あちらの弁護士とこちらの弁護士と文書の取り交わしですね、いろいろ細かい点が標準ではないということがあって今までかかったということがあります。実際大枠ではもう決定したということでお互いの判こということで、先ほどの3月11日には両方の判こがもらえるということです。実際月当たりですね、107万6,000円ということとなっております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） それでこれで仮庁舎建設等について新聞にも載ってたわけでありまして。そんな中で懇談会とかあらゆるところで仮庁舎建設等についてということで、町当局として執行者町長がどっかに行って住民にですね、大体月額これで、月額、月に払う100万、100万ちょっとですかね、107万6,000円ですか、それくらいの金額で賃貸をして、ここに仮庁舎をつくるんですよというようなお話は、町長は住民に対してお話した経緯はございますか。それともこういうことについては一切触れないということでお話をされた経緯はございますか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 一切触れないでということではございません。ただ、金額的に確定してませんので、おおむねこのぐらいの借地料が発生するというような話をしております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） そのときの住民の声というのはいかがだったのでしょうか。私は高城、あらゆる高城にかかわらずいろんな地域に行ってお話をするんですが、この庁舎建設等については借地料が年間にすると1,200万ぐらいかかるんですよというようなことをお話すると、そんなの、えっというふうな、全くその辺は聞いてませんよというような住民がたくさんいる

ということは事実であります。ですから、もしこのようなことが、町長が建設に当たってどのように考えて住民は判断するのかなど、私そう思ってるんです。いつ行っても私に返ってくる答えは、そんなに出してまでそこに建てなくちゃいけないのと。本当に執行として、町としては今思いやり予算とか、あらゆる面での住民に対しての今予算がかなり厳しいというふうな当初予算の中でも出ている中で、今ここに仮庁舎建設に月額10万以上、100万以上のものを払ってまで仮庁舎設置等が適当なのかどうか、もう一度だけお聞きしておきます。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 確かに借地料の部分だけとればですね、例えば町有地にやればその分だけ浮くのではないかなというふうな議論はあり得ます。あり得ると思います。ただ、それは最初からそういう話なんでありまして、その分だけのメリットといいますか、例えば地盤の問題とか利便性の問題とか、あとはスケジュールの問題とか、そういったものを総合的に勘案して現在の想定場所に決めたということでございますので、その辺はですね、全体的にご理解いただかなきゃまずいなというふうには思ってますね。はい。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） この件については、十分に住民のですね、声を大事にしていきたいと、そのように思っております。

そして、またこの仮庁舎、もう既に実施に入って、今回は敷地を土盛りするという予算も組んでるわけでありまして、前回この補正を組む段階に、実施設計を組む段階に当たって、この地質の調査結果、私は質問してるわけでありまして。この地質調査は、もう既に終わったのでしょうか。これからなののでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 前回全協でしたかね、地質調査、昔のこと、こういうことありましたよということでもあります。それまで地質調査、現在ボーリング、実施設計を発注しましてボーリング、やぐら組みですね、これは今終わりました、そのやぐらは撤去しました。それとあわせて今地質調査、昔のこともあるので地質をという話で、これからサンプリングかけてその辺をしていきたいというふうに、これは最初の話でサンプリング、またボーリングとは違うんで、サンプリングをしながら調査をするという形で、今そういう指示で動いております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） そうすると、その地質調査の結果というのはいつごろに大体出てくる予

定ですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 今現場のほうにですね、そういう指示をしまして、これからそうですね、どのぐらいかかるか、ちょっと具体的にいつまでということ言ってませんでしたので、大体1カ月はかからないで分析調査はできるかと思います。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） その結果等については、いち早く知らせてほしいと。そして、知らせた後に工事の請負契約に出ている土盛りが始まるんだろと思うんですが、この辺はその調査前に、結果出る前にこの敷地に土盛りなどするようなことはないように、その辺は十分お願いしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際土盛りは3月の中旬以降に始まります。地質でですね、もしそういうのが出ても実際専門的な方々と聞くとですね、実際1メートル盛り土してます。盛り土しますから、それをですね、すき取ったりどうのこうのしてまでは必要ないというのがあります。ただ、片山議員から地質を調べてほしいということも踏まえてですね、調査はします。出るか出ないか、それによってその後にシキ返しをするかどうかというのは別な話です。盛り土は、盛り土すれば別に専門的には影響ないということがありますので、盛り土のほうは進めて、議決をいただければ早急に進めていくということでもあります。

あと、実際ボーリング調査はしてですね、二、三メートルの岩盤に出ていますから基礎ぐいは必要ないと。公民館のほうであれば何十メートルということなんですけれども、あそこは実際すぐ岩、山のほうから岩が来てるので基礎ぐいは要らないということで、当初の想定どおりですね、公民館のグラウンドのほうは数十メートルの基礎が必要なんですけれども、こちらは必要ないというデータが出ております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） 十分その辺は調査の上でやっていただきたい。前にもそういう経緯があって約40センチぐらい土盛りした経緯はあると思うんです。この土地そのものは聞いてはいるんですが、しかしこの中でですね、高城地区から要望があって、ここでなく中央公民館の近くにとということでの、そのときの今言った地盤としては決して良好ではないと。こっちは地盤はいい、向こうは悪い、20メートルもしなくちゃならないというようなところでありながら、そこに理由として、総務課ですね、総務管理班の文書の中に、海に近い状況だからと

いう一つの理由も入ってるわけです。この海に近いということに対しての解釈はどうなんですか。町長お聞きします。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際地盤は今言ったとおりこちらは二、三メートルで、あちらは公民館やったときわかってますか、あそこ塩田でしたからね、何十メートルということで基礎はこちらはくい必要ない。あとは実際今回の震災があつてですね、仮庁舎も海の近いがいいのかということも踏まえた文書だと思います。文書です。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） 海に近いということは、あそこの中には近隣には一番私たちの大事な命を助けてくれる松島病院もあり、そしてあそこには公的機関にも近い郵便局とかあらゆる、JAとかいろんな施設があつた近隣にはあるわけです。その一帯が海にも近いという状況であるというふうここに書かれてますと、あの一帯は危険な場所なのかなと、そのように判断することにもとられるわけであります。

そして、今回、町のほうとしては児童館建設等についても、あそこの近くに建てたいというような案が出されました。そのときに色川議員が質問したときに、平屋で建てるから地盤は大丈夫だと町長の答弁がありました。そして、今度はあそこに避難所をつくりたいということで、1階を児童館、2階を避難所としたものをそこに建てたいと、そのような案が出てきているということでもあります。

しかしながら、そこには海にも近いと。本当に子供さんを大事に、これからの子供さんのためにあるところに海にも近いところではだめだといってる場所に、またそのような施設をつくると。そしてこの文書の中に海にも近いという状況のところ、さらにまた避難所をつくると。そして避難所をつくるのに地盤は大丈夫なんですかと私聞いたら、地盤は復興で災害等の関係でつくるんだから、地盤は最高のものに改良してつくるんだから、ここに建てたって問題はないというふうな回答も聞いているわけでありますが、私はこの各課での意見の調整、こちらは総務課でつくったもの、例えば別なほうで今回つくる避難所等については、別な課でつくる、その案をつくる、地盤の改良とか海に近いとあってそういう課同士の調整というのはあつたのでしょうか。お聞きします。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 一番聞きたいのは、そういうことを言ったのは誰が、どこで、どの部署か聞きたいというのが第1点です。地盤をそのように改良するとかなんとかというのは、

役場の庁舎の中では一言も出てません。あとは避難所にするというのも出ておりません。2階建てとするのも出ておりません。ですから、どの部署でどういう情報をですね、片山議員におっしゃったか、逆に教えてほしいと思います。私たちは、あそこは平屋にするということです。間違った情報がどこから入ってるかというのは私たちはどうなのかなと思います。横の連絡は児童館であっても、あそこは原則的に平屋ですよと、2階はしません。2階するんであれば、当然基礎は地盤が悪いのはわかっていますから、くいを打たなきゃいけない、ですから盛り土にして平屋ですから、避難所ではありませんので、あくまでも児童館、それは何のためにかというと母子センターが利用が多いと、その代替ということもあるということであそこなんです。じゃ、役場庁舎、2階建て、3階建てにしても盛り土にしてもえらい経費がかかる、当然盛り土してもくいを打たなきゃいけないというのがあるんで、その経費の回避ということなので、私たちは第1点間違えたのは地盤改良することにはあり得ないと。盛り土はすると。2階建てではないと。平屋ということですから、そこはどこの、役場の庁舎の職員がそのような情報を言ってるのか、逆に教えてほしいと思います。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） これは町としては、そうすると今は避難所という、そういう考えは全くないということですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 私たちは、議会に示してるとおり児童施設ということですよ。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） じゃ、私がある一部の方というか、これは言えません、ここで。そうならば課同士の私は連絡不徹底だと私は思いますよ。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 各課の連絡不徹底ということで、じゃその言った方がどこにやってるかということだと思います。総務課、企画、福祉がありますけれども、その情報は私、町長に来ますから、その中でも1点も出てないというのに避難所とすると。地盤改良とすると。どこにも出てないのに、私たちが知らないのにですね、横の連絡・縦の連絡が悪いと言われるのは逆に、逆に誰が言ったのかと聞きたいくらいだと私は思いますけれども。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） そうすると、それはそれでいいです。そうすれば、どのようなね、町としてはそのような話の根拠は全然なかったということで決めつけていいですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） ないも何も知らないのに今片山議員が話してびっくりしてるということですから、どうなのかなと。何回も言いますけれども、誰が言ったか知りたい。はっきり言って私はどうでもいいということではないと思います。逆にですね、それは役場の職員が言ったのであれば、役場の職員のその言葉がですね、こういう場で、公の場に出て、こういう議論になってるといのは、逆にですね、いいですということで済まされない問題なのかなと思いますけれども。

○議長（櫻井公一君） 問題を戻してください。片山議員。

○14番（片山正弘君） そこまで言わせんですか。それでもいいんですか。私はね、そういうことあってはいけないと思うから言ってるのであって、ですからその辺の考えを、もう少し副町長としては考えるべきじゃないんですか。私は好意で言ってるんですよ。それをあえてここでそれを誰が言ったか誰が言った、誰に聞いたって話をさせるんですか、ここで。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） いや、じゃこれですね、じゃどっちが正しいかという議論になるんじゃないですか。そうすると、言った言わないとなったら。

ただ、執行部としては、それは考えてないということなんです。それが片山議員は執行部に対して、それはどうなんですかと、聞いてんですよと言われれば、やっぱり疑問をですね、そのまま引きずるのは、私たち行政としても責任があるのではないかなと。行政がですね、そういうことを誰かがしゃべったということになれば、それは問題になるのではないかと、だから済まされないんじゃないかと思えますけれども。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） この問題等については、私はここでやめます。あえてね、そのような副町長の回答であればですね、私は今、私の聞き違いだったと弁明して、この件については取り下げます。

次に移ってよろしいですか。次にページ15ページであります。工事請負契約の中で海岸の保育所のシロアリの駆除での応急対応するということですが、あそこの賃貸の契約年度は何月で終わって、新たに契約更新する時期なのか、その月日をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今現在のですね、賃貸の期間は25年の3月31日で終了となります。そして引き続きのお話しすればですね、引き続き土地の所有者であります方と既にお話

をしましてですね、引き続きお借りしたいということは土地の所有者からは了解はいただいでるところでございます。（「いつから借りるのか、4月に1日からですか」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 　いつか考えてますか。安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 　25年の4月1日からでございます。

○議長（櫻井公一君） 　片山議員。

○14番（片山正弘君） 　日にちのずれがないように契約していただきたいと、そのように思います。

そして、ここでお伺いするのはですね、今後この松島保育所等の存続等について、大枠で町としては今後どのように、ここを新たに建てかえるのか、もっともどっかに統合するのかという問題もここにあるわけですが、今考えられている存続というのはどのように考えているのですか、お聞きします。

○議長（櫻井公一君） 　今後の方向性。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 　これは前、色川議員からご質問あった答弁と今現在も同じでございます。

○議長（櫻井公一君） 　片山議員。

○14番（片山正弘君） 　そうすると、このシロアリ等に問題で建物がかかなり厳しくなっているということであれば、今後は前に色川議員に答弁したときと同じだということではありますが、地域との、保護者との協議はいつごろから始める予定ですか。

○議長（櫻井公一君） 　高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 　実際は今年、ことしですね、一度保護者の方と現場の状況を説明したということで、新年度早々からですね、一回では終わらないと思いますので、改めて4月1日以降であれば新しい方も入るということもあるんで、それも踏まえて数回程度ということでも春以降ですね、落ちついた、保護者の方も落ちついたところにですね、話し合いを数回進めたいと。ですから、25年度中には最低でも2回以上はしなきゃいけないのかなと。

じゃ、それですぐ決まるかということ、これは数年来いろいろ話があったということもあるんで、すんなりとは決まらないとは思いますが、今回の工事はそれも踏まえてですね、1年でもつようなものではないと。前もお答えしましたけれども、そういう形で工事をしたいと。

ただ、前段でですね、シロアリの駆除そのものは応急性があるということで、緊急性があるということで、それは予備費とか予算を流用して、とりあえずシロアリだけの駆除は今やっております。見積もり合わせしてですね、業者も決まってやっていると。

ただ、この工事、それ終わった後の工事は時間がかかるということで、今回補正をさせていただきました。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） 保育所はね、児童のこれからの未来をたのむ、託す子供さんの一番大事なところですから十分に協議してもらって、最善を尽くしていただきたいということを望んで終わります。

それから、次に移ります。ページ19ページの商工費であります。ここで負担金補助及び交付金の中での減額200万出てるわけではありますが、この保証料の実績等についてお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 保証料の実績ということになりますけれども、2月20日現在の数字となっております。12件です。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） 12件の実績で200残った、なかなかやっぱりこれ進まないのが事実ですので、今後はやっぱり補助事業ということに対しては商工会と十分に協議をされて、町が積極的に取り組んでいただくことを望んで終わります。

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第32号平成24年度松島町一般会計補正予算（第8号）については原案のとおり可決されました。

---

日程第32 議案第33号 平成24年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第32、議案第33号平成24年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質問ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第33号平成24年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

---

日程第33 議案第34号 平成24年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第2号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第33、議案第34号平成24年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質問ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第34号平成24年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

---

日程第34 議案第35号 平成24年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第34、議案第35号平成24年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質問ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第35号平成24年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

---

---

日程第35 議案第36号 平成24年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第35、議案第36号平成24年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質問ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第36号平成24年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

---

---

日程第36 議案第37号 平成24年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第36、議案第37号平成24年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質問ございますか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番であります。これ一括して両方聞かないとちょっとわからないんです。観瀾亭と福浦橋収入であります。この観覧料収入はわかる、通行料収入もわかる

わけでありますが、売り上げ収入ですね、これと原材料費の支出減、これはですね、リンクしなければわからないのではないかと、福浦橋は賄い材料費が35万減る、原材料費が60万減る、そして売り上げが80万もふえると、それから観瀾亭も38万の仕入れ原価が減ってですね、売り上げは350ふえると、これはおかしくないですか。おかしくありませんか。収入もふえる、支出もふえるんだらわかるんですよ。片っ方仕入れ原価減って収入がふえてんですよ。おかしくありませんか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 昨年の、一昨年の3月11日の震災以後ですね、できるだけ早目に営業再開したいという思いもありまして23年度の予算の中で若干賄い分を購入したというところがございます。その在庫を抱えていたところもありまして、賄い材料代とそれから収入の部分について、若干片方がふえたけれども賄い材料が減になってるという状況は前年度の在庫を抱えていたところがあって、そこでの調整という形になりました。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） あのね、企業会計なんですよ。在庫は当然期末で在庫を見て、そして在庫が残れば次の年の在庫になるわけですよ。売り上げもその年の売り上げが出てくると。仕入れ原価だら仕入れ原価さ大体平均の粗利益何ぼだっというんで収入も見るわけでしょう。そうでないんですか。収入は収入で見て、仕入れ原価は仕入れ原価、金余ってたから、じゃ前の年に余計買っておくと、こいなことになるんですか。企業会計だからそうならないで、在庫残れば在庫は次の年に繰り越さなきゃならないわけでしょう。こいづで県のほうに決算統計だりなんだり報告してるんじゃないですか。そうしてきますとね、収入ふえれば支出もふえると、支出が減れば収入も減ると、こういうふうなことになるなければおかしいのではないかと。そいづね、町長の提案理由は何ですか、確定、事業を精査しとってるんですよ。事業精査したら収入もふえたら支出もふえなきゃない、だから当初におかしな見積もりをしたのではないかと。25年度でも聞きますよ。今から言っておきますから。仕入れ単価が何ぼで、大体50%掛けんだければ50%ふえたのが収入になってると、こういうふうになるんでしょう。まあものによってはですね、ことしは絵はがきうんと売れたと、絵はがきは利幅が少ないとかですね、抹茶が余計売れたから粗利が余計だったとか、こいなことあると思いますよ。だげんともこんなに差が出てくるのはおかしくないですか。ここらは十分考えてください。いいですか。

これも財務課長がなんですか、最後にあなたのところに来るんですか。だからこれはね、私

も税務に長くいたもんですから、この収入と支出のね、これはどこにいても調査の対象になるわけですよ。こんななにしたらば必ず間違っていると、こういうふうにして私らは税務調査をした経験があるわけです。誰が見てもおかしいと思います。だからおかしいんだら直してくださいよ。今後。いいですか。まあ皆さんそんでもいいいって議会でいうんだと思うんですが、いうのこそおかしいんです。これはですよ。そう申し上げておきます。

○議長（櫻井公一君） 答弁させます。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに役場でやってもですね、観瀾亭であれば企業に準じた事業会計として処理しなければならないということで、尾口議員からたしか十数年前に同じような質問をいただきました。その中で実際ですね、棚卸を3月31日に締めて、水道事業所と同じように棚卸で在庫が幾らあるかと、把握してんのかということがその発端だと思います。実際ですね、今回棚卸をした段階で大目の棚卸をしたと。事業としてそんなに棚卸して在庫抱えていいのかという問題がありますので、実際売り上げだけふえてですね、原価収入、原材料が減額になって、ほとんど変わってないというのは在庫を多く抱えてたという問題があるんで、そのところは今後なお気をつけたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 気をつけるということだからいんですが、やっぱりこの提案理由はですね、そういうふうなことであればもう少し丁寧にですね、議会わがねべがらという考え方がおかしいんですよ。議会はわかるんですよ、皆。いいですか。だから隠し通すとかね、わがねがらいんだというような思いを持ってたんでは、課長さんたちおかしいですから、そこは直してください。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第37号平成24年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第37 議案第38号 平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第37、議案第38号平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） これもですね、まあ返事は答えはするんだと思うんでありますが、10ページ、事業費で下水道建設費ですね、委託料も5,417万7,000円も余る、それから復興推進費の5,976万も余ると、こういうふうなことであります。上の長田ポンプ場実施設計業務、当初はですね、長田と公共の変更ですか、向山と海洋センターのところの町で7,290万ですか、予算計上したんですね。こんなに余って事業やれなかったのかどうかということ一つ。

それから、5,900万余った復興推進費ですね、これは24年3月14日補正で復興庁と設計業務委託料1億5,500万計上して、こんなに余ったんですね。これはどうなんでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 公共下水道建設費につきまして、総額で今回5,169万4,000円の減額をしております。この中身につきましてですけれども、社会資本整備交付金事業、まあ補助事業で当初1億920万を予定しておりました。それが国の内示が下りまして7,920万の事業費になっております。それで事業費といたしまして3,000万ほど下りております。それで2分の1の1,500万が国県支出で下ろさせていただいております。

それから、その中でですね、当初長田第一ポンプ場の設計関係、これらを社会資本整備交付金事業で充てておりました。それが復興庁との相談の中でですね、あそこの長田地区につきましても復興事業で対応していいということになりました。それで補助事業から下ろさせていただきました。それで5,169万4,000円のうち補助で3,000万下ろさせてもらいました。それから単独で2,169万4,000円を下ろさせていただいております。これが公共下水道の認可変更、これらの業務でございました。この業務につきましてはですね、復興事業、それから災害で雨水の調査設計をやっております。その中でポンプ場の新設、そういったものが出てきます。そういうことで今年度は汚水関係の認可変更業務だけにとどめてですね、雨水関係につきましては下ろさせていただいたというところでございます。

それから、復興推進費5,976万調査設計委託料で下ろささせていただいております。これは当初ですね、1,550万で復興事業の調査費を当初予算で計上させておりました。それから、補正

で2,050万ということで国道45号の下水道の移設関係、これを補正をさせていただきました1億7,560万という復興予算でございました。それでその後ですね、復興のこれにつきましては雨水の地盤沈下対策ですね、これを調査設計をしております。下水道事業団と最終的に調整いたしまして、こういった5,976万が不用でやれるというようなことになりまして、こういった補正を組ませていただきました。以上です。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） あのね、今説明したので大体わかるんですが、このところの下水道特別会計補正予算、今回の補正につきましては、各事務事業の精査に伴い補正するものでありますと、こんな1枚なんですよ。主要事業のこういうふうなね、説明資料、こういうふうなものを一緒に出さなければですね、片一方はね、こいなの出してるんでしょう。一般会計もなにもね、そしてこういうふうになりましたよと、この事業の内容はこうですよと、事業の目的と事業概要こうだからこうなりましたと、こいなこと出してるわけでしょう。そいづ30%も50%もですね、予算の枠からですね、はみ出て減額した、減額だからいんでねがとかね、復興庁と相談したなんていうの、私らわがねんですよ。議会に議決をすつときにはこういうふうな復興推進費だら復興推進費でこのくらいはやりますよといってるわけで。そこで議決をしてんですよ。そしてときにそれと変わった、まるつきり変わったものになったんだとすれば、こういうふうなね、内容の説明をして、そして議決をもらわないとおかしいんでねがつつのさ、立ってるんだからいんでねんですよ。おかしいから直してくださいと私と言ってんですよ。そして、するんであればこういうふうな資料も出しなさいと、出しなさいと、まあ水道所長に言っても、もう終わりだからもうどうにもなりませんがですね、これは町長ですよ、町長、あなたがね、あっ下水道は副町長でもいいんですが、そういうふうなことね、こんなになに出んですよ。そいづさ、これ1枚でね、これ1枚で、そして事業精査ですよと、こんなばかな話ないでしょう、議会に対して。そののところが答弁ください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） ご指摘ごもっともでございました。配慮、大変不足しておりました。申しわけございません。今後ですね、その辺はしっかりと事柄を説明でき、理解できるような資料をつけさせていただきたいというふうに思っております。大変申しわけございませんでした。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第38号平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

---

日程第38 議案第39号 平成24年度松島町水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第38、議案第39号平成24年度松島町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） これもちょっとですね、収益的支出も資本的支出も一緒に聞きます。時間ないようでありますから。原水給水費でね、メータ管理費減りました。当然当初のとおりしないんでしょうから賃金も減る、委託料も減ったんだと思うんでありますが、これはね、どうなんでしょう。当初の計画どおりにいったのか、いかなかったのかですね。どうして減ってたのか。

それから資本的支出ですね。委託料、工事請負費、これも1,000万と1,500万減った、工事請負費はね、当初に一小と大郷インターの車線化に伴う、4車線化に伴う配水管移設工事と磯崎消火栓設置工事として3,470万を計上した。そういうふうなのにこんなに余って、こいづも精査ですか。精査としてるわけですが、これも精査になるんでしょうかね。そごんどこをちょっとお聞きをしたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁、丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） メータ交換、管理委託費につきましてはですね、当初320万6,000円ほどで当初予算計上しておりました。これにつきましては、平成24年度4月以降の計量法の改正に伴った新しいメータをですね、順次交換しようということで24年度予算計上させていただきました。

ところが、町内業者さんを想定しての委託での交換を予定しておりましたけれども、建物の解体、それからそれに伴っての新築、増改築ですね、こういったものが大変多くございまし

た。それでその他の営業収益に加入金で補正1,000万ほどさせていただいてんですけども、平成23年度では38件ほどの増改築による加入金のあれがあったんですけども、今年度は114件という3倍以上のですね、多さでございます。それでその新しいメータ交換につきまして松水会の会長とも協議した結果ですね、なかなか個人住宅への対応でですね、できかねるということで、今回は見送らせていただいたということでございます。

それから工事費、委託費、工事費につきましてはですね、今回工事費につきましては、当初45号の第一小学校の配水管移設工事、これが去年から国道と協議しておりまして今回工事をすると。それと同時にやろうとしておりました。ところが45号の拡幅関係、それからあとは45号のグリーン広場付近の歩道拡幅ですね、そういった計画も国道のほうでなされてきました。そんな経緯もございまして、あとは用地関係ですね、これがなかなか整わないということも国道から連絡ありまして工事が、国道側とうちらほうの水道の移設の工事がですね、どうしても間に合わないというようなことで、今回1,430万ほど当初計画していたものを減らさせていただいたということでの減額をしております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） ちょっとお待ちください。今、尾口議員の質疑中でありますけれども、間もなく5時になろうとありますが、時間の延長を考えて議事を進めますので、よろしくお願ひ申し上げます。

尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 私は間もなく終わりますから。メータ管理費ね、こいつメータ交換すれば水道料余計になるわけでしょう。収益的収入もふえるわけでしょう。メータ古くなってくると回りうどいがらっていうんで耐用年数つけてメータ交換してるわけでしょう。そうすると、忙しいからの前に収益的収入を上げるためにはこれをしなけりゃならないと、こういうふうな考え方にならなければならないのではないかなと。少しぐらい無理しても収益的収入を上げるために一生懸命やってんだと、こう言ってるわけですから。収益的収入を上げるためにメータを交換すんだよと。メータ古くなると回なくなる。ゆっくり水道出してっつとですね、回らなくなって水道料うんと得すんだと、こう言ってるんですよ。ゆっくり回すとね。夏どきだど水道少しづつ夕方まで出してっつと水道料かかんない、うんとかかんねんだよと、こいなこと言ってるわけですよ。だからこいつ耐用年数があつてメータ交換してるわけですから、そういうふうなのはね、やっぱりそういうふうなことまで考えて、収益的収入と収益的支出をリンクして考えないとわがねわけです。そいづだめだつて言わつたがら、おらもだめなんですが、町長さ言つたっけ、いいつて言わつたんですがすではね、これはおかしいの

ではないなど。

まあいがす。丹野所長にはいいがら。町長ね、町長はやっぱりそういうふうなことまで、あなたは管理者だから管理者としてね、いろんなことを言ってるわけでしょう。収益的ななにを考えて、財政を考えてと。皆さんの税金食ったり水道料食うわけですから、だからそういうふうななにを十分にとっていただきたいと。今度余り張り切ってしないでですね、静かに言ってたつもりであります、とにかくそういうふうなことで町長ね、あなたは社長なんだから、何回も言うけれどもね、社長らしくもうけなきゃならないんですよ。行政だって。そういうふうな考え方になって対応してほしいと要望しておきます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第39号平成24年度松島町水道事業会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

本日の日程は、全て終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は、3月5日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後4時52分 散 会